

滋賀県地域防災計画

参 考 編

(抜粋)

滋 賀 県 防 災 会 議

原子力災害対策編

1 安全協定に関する資料

- (1) 敦賀発電所に係る安全確保等に関する協定書（滋賀県、長浜市、高島市）
- (2) 美浜発電所に係る安全確保等に関する協定書（滋賀県、高島市）
- (3) 美浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書（長浜市）
- (4) 大飯発電所に係る安全確保等に関する協定書（滋賀県、高島市）
- (5) 高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書（滋賀県）
- (6) 高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書（高島市）
- (7) 高速増殖原型炉もんじゅに係る安全確保等に関する協定書
(滋賀県、長浜市、高島市)
- (8) 原子炉廃止措置研究開発センターに係る安全確保等に関する協定書
(滋賀県、長浜市、高島市)

2 原子力編に係る各種計画

- (1) 滋賀県緊急時モニタリング計画
- (2) 原子力災害に係る滋賀県広域避難計画

3 原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について（要請）

（内閣府・国土交通省）

敦賀発電所に係る安全確保等に
関する協定書

滋 賀 県
長 浜 市
高 島 市
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所に係る安全確保等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、長浜市（以下「乙」という。）、高島市（以下「丙」という。）と日本原子力発電株式会社（以下「丁」という。）とは、丁の敦賀発電所（以下「発電所」という。）の保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 丁は、発電所の増設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（計画の報告）

第2条 丁は、発電所の新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲、乙、丙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲、乙、丙は、安全対策について意見があるときは、丁に対して意見を述べることができる。

（廃止措置計画の事前説明）

第2条の2 丁は、原子炉施設の廃止措置を講じようとするときは、甲、乙、丙に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

（輸送計画の事前連絡）

第3条 丁は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲、乙、丙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、通過する甲、乙、丙に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第4条 丁は、甲、乙、丙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- (1) 発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- (2) 発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- (3) 環境放射能測定の実績報告
- (4) 原子炉施設の廃止措置の状況

(異常時における連絡)

第5条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- (5) 発電所に故障が発生したとき。
- (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

第6条 甲、乙、丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、または甲、乙、丙の職員に発電所の現地確認をさせることができる。

2 丁は前項の現地確認に協力しなければならない。

3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丁の保安関係の規程に従うものとする。

4 甲、乙、丙および丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。

(損害の補償)

第7条 丁は、発電所の保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第8条 丁は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 丁は、甲、乙、丙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第9条 丁は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲、乙、丙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第10条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

- (1) 第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
- (3) その他必要な事項については、甲、乙、丙および丁が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙、丙および丁は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙および丁いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙、丙および丁は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙、丙および丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年 3月22日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県長浜市八幡東町632番
長浜市長 藤井 勇治

丙 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正明

丁 東京都千代田区神田美土代町1番地1
日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

美浜発電所に係る安全確保等に
関する協定書

滋賀県
高島市
関西電力株式会社

美浜発電所に係る安全確保等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、高島市（以下「乙」という。）と関西電力株式会社（以下「丙」という。）とは、丙の美浜発電所（以下「発電所」という。）の保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 丙は、発電所の増設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（計画の報告）

第2条 丙は、発電所の新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲および乙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲および乙は、安全対策について意見があるときは、丙に対して意見を述べることができる。

（廃止措置計画の事前説明）

第2条の2 丙は、原子炉施設の廃止措置を講じようとするときは、甲、乙に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

（輸送計画の事前連絡）

第3条 丙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲あるいは乙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、通過する甲あるいは乙に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第4条 丙は、甲および乙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- （2）発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3）環境放射能測定の調査報告
- （4）原子炉施設の廃止措置の状況

（異常時における連絡）

第5条 丙は、甲および乙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。

- (2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- (5) 発電所に故障が発生したとき
- (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

- 第6条 甲および乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、または甲および乙の職員に発電所の現地確認をさせることができる。
- 2 丙は前項の現地確認に協力しなければならない。
 - 3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丙の保安関係の規程に従うものとする。
 - 4 甲、乙および丙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べるができる。

(損害の補償)

- 第7条 丙は、発電所の保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

- 第8条 丙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。
- 2 丙は、甲および乙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

- 第9条 丙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲および乙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第10条 丙は、甲および乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

- (1) 第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
- (3) その他必要な事項については、甲、乙および丙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙および丙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙および丙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙および丙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年 3月22日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正明

丙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹

美浜発電所に係る安全確保に
関する通報連絡等協定書

長 浜 市
関 西 電 力 株 式 会 社

美浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書

長浜市（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の美浜発電所（以下「発電所」という。）の保守運営および廃止措置に伴う安全確保に係る通報連絡等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 乙は、発電所の増設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（平常時における連絡）

第2条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- （2）発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3）環境放射能測定の実績報告
- （4）原子炉施設の廃止措置の状況

（異常時における連絡）

第3条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。
- （2）非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- （3）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- （4）計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- （5）発電所に故障が発生したとき
- （6）発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- （7）放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- （8）放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- （9）前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- （10）原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- （11）放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- （12）発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(損害の補償)

第4条 乙は、発電所の保守運営および廃止措置に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第5条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第7条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

- (1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
- (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第9条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第10条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年 3月22日

甲 滋賀県長浜市八幡東町632番
長浜市長 藤井 勇 治

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂 樹

立会人 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

大飯発電所に係る安全確保等に
関する協定書

滋 賀 県
高 島 市
関 西 電 力 株 式 会 社

大飯発電所に係る安全確保等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、高島市（以下「乙」という。）と関西電力株式会社（以下「丙」という。）とは、丙の大飯発電所（以下「発電所」という。）の保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 丙は、発電所の増設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（計画の報告）

第2条 丙は、発電所の新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲および乙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲および乙は、安全対策について意見があるときは、丙に対して意見を述べることができる。

（廃止措置計画の事前説明）

第2条の2 丙は、原子炉施設の廃止措置を講じようとするときは、甲、乙に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

（輸送計画の事前連絡）

第3条 丙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲あるいは乙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、通過する甲あるいは乙に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第4条 丙は、甲および乙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- (1) 発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- (2) 発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- (3) 環境放射能測定の実績報告
- (4) 原子炉施設の廃止措置の状況

（異常時における連絡）

第5条 丙は、甲および乙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- (1) 非常事態が発生したとき。

- (2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- (5) 発電所に故障が発生したとき
- (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

- 第6条 甲および乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、または甲および乙の職員に発電所の現地確認をさせることができる。
- 2 丙は前項の現地確認に協力しなければならない。
 - 3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丙の保安関係の規程に従うものとする。
 - 4 甲、乙および丙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。

(損害の補償)

- 第7条 丙は、発電所の保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

- 第8条 丙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。
- 2 丙は、甲および乙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第9条 丙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲および乙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第10条 丙は、甲および乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

(1) 第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。

(2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(3) その他必要な事項については、甲、乙および丙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙および丙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙および丙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙および丙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成25年4月 5日

平成31年3月27日 改定

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正明

丙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹

高浜発電所に係る安全確保に
関する通報連絡等協定書

滋 賀 県
関 西 電 力 株 式 会 社

高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、関西圏住民の水源である琵琶湖の環境を保全することの重要性を念頭に置き、乙の高浜発電所（以下「発電所」という。）の保守運営に伴う安全確保に係る通報連絡等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 乙は、発電所の増設および保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（輸送計画の事前連絡）

第2条 乙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に甲に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第3条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）発電所の新増設に係る建設工事の進捗状況
- （2）発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3）環境放射能測定の実績報告

（異常時における連絡）

第4条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。
- （2）非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- （3）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- （4）計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき。
- （5）発電所に故障が発生したとき。
- （6）発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- （7）放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- （8）放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- （9）前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- （10）原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- （11）放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- （12）発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(損害の補償)

第5条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第6条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第7条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第8条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

(1) 第2条および第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。

(2) 第4条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第9条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第10条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第11条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成28年1月25日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠

高浜発電所に係る安全確保に
関する通報連絡等協定書

高 島 市
関 西 電 力 株 式 会 社

高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書

高島市（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の高浜発電所（以下「発電所」という。）の保守運営に伴う安全確保に係る通報連絡等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 乙は、発電所の増設および保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（平常時における連絡）

第2条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- （2）発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3）環境放射能測定の実績報告

（異常時における連絡）

第3条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。
- （2）非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- （3）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- （4）計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- （5）発電所に故障が発生したとき。
- （6）発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- （7）放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- （8）放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- （9）前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- （10）原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- （11）放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- （12）発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(損害の補償)

第4条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第5条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第7条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

- (1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
- (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第9条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第10条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年 9月27日

甲 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正明

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹

立会人 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

高速増殖原型炉もんじゅに係る安全確保等に関する協定書

滋
長
高

賀
浜
島

県
市
市

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速増殖原型炉もんじゅに係る安全確保等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、長浜市（以下「乙」という。）、高島市（以下「丙」という。）と国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丁」という。）とは、丁の高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）の保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 丁は、もんじゅの保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（計画の報告）

第2条 丁は、もんじゅの原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲、乙、丙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲、乙、丙は、安全対策について意見があるときは、丁に対して意見を述べることができる。

（廃止措置計画の事前説明）

第2条の2 丁は、もんじゅの廃止措置を講じようとするときは、甲、乙、丙に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

（輸送計画の事前連絡）

第3条 丁は、新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲、乙、丙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に通過する甲、乙、丙に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第4条 丁は、甲、乙、丙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- (1) もんじゅの保守運営の状況
- (2) 環境放射能測定の調査報告
- (3) もんじゅの廃止措置の状況

（異常時における連絡）

第5条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) もんじゅに故障が発生したとき。

- (5) ナトリウムを保有する系統設備からナトリウムが漏えいしたとき。
- (6) もんじゅ敷地内において火災が発生したとき。
- (7) 放射性物質またはナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

- 第6条 甲、乙、丙は、もんじゅ周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、または甲、乙、丙の職員にもんじゅの現地確認をさせることができる。
- 2 丁は前項の現地確認に協力しなければならない。
 - 3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丁の保安関係の規程に従うものとする。
 - 4 甲、乙、丙および丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。

(損害の補償)

- 第7条 丁は、もんじゅの保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

- 第8条 丁は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。
- 2 丁は、甲、乙、丙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

- 第9条 丁は、公衆に対して、もんじゅに関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲、乙、丙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

- 第10条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。
- (1) 第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
 - (2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
 - (3) その他必要な事項については、甲、乙、丙および丁が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙、丙および丁は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙および丁いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙、丙および丁は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙、丙および丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成25年4月 5日

平成30年5月30日 改定

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県長浜市八幡東町632番地
長浜市長 藤井 勇治

丙 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正明

丁 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

原子炉廃止措置研究開発センターに係る
安全確保等に関する協定書

滋賀県
市長 賀 濱 市
高 島 市

独立行政法人日本原子力研究開発機構

原子炉廃止措置研究開発センターに係る安全確保等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、長浜市（以下「乙」という。）、高島市（以下「丙」という。）と独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「丁」という。）とは、丁の原子炉廃止措置研究開発センター（以下「ふげん」という。）の保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 丁は、ふげんの増設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（計画の報告）

第2条 丁は、ふげんの新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲、乙、丙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲、乙、丙は、安全対策について意見があるときは、丁に対して意見を述べることができる。

（廃止措置計画の事前説明）

第2条の2 丁は、ふげんの廃止措置を講じようとするときは、甲、乙、丙に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

（輸送計画の事前連絡）

第3条 丁は、使用済燃料および放射性廃棄物を甲、乙、丙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に通過する甲、乙、丙に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第4条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- (1) ふげん建設工事の進捗状況
- (2) ふげんの保守運営（試運転を含む。）の状況
- (3) 環境放射能測定の実績報告
- (4) ふげんの廃止措置の状況

（異常時における連絡）

第5条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。

- (3) ふげんに故障が発生したとき。
- (4) ふげん敷地内において火災が発生したとき。
- (5) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (6) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (7) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (8) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (9) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (10) ふげんの周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

第6条 甲、乙、丙は、ふげん周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、または甲、乙、丙の職員にふげんの現地確認をさせることができる。

2 丁は前項の現地確認に協力しなければならない。

3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丁の保安関係の規程に従うものとする。

4 甲、乙、丙および丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。

(損害の補償)

第7条 丁は、ふげんの保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第8条 丁は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 丁は、甲、乙、丙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第9条 丁は、公衆に対して、ふげんに関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲、乙、丙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第10条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

(1) 第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。

(2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(3) その他必要な事項については、甲、乙、丙および丁が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙、丙および丁は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙および丁いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙、丙および丁は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙、丙および丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成25年4月5日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 滋賀県長浜市高田町12番34号
長浜市長 藤井 勇治

丙 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正明

丁 茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長 鈴木 篤之

滋賀県緊急時モニタリング計画

滋 賀 県

目 次

1	目的	
(1)	計画の目的.....	1
(2)	緊急時モニタリングの目的	1
2	基本的事項	
(1)	基本方針.....	1
(2)	本計画の適用範囲.....	2
(3)	本計画と緊急時モニタリング実施計画との関係	2
(4)	滋賀県緊急時モニタリング実施要領の作成.....	2
3	緊急時モニタリング体制	
(1)	緊急時モニタリング体制	2
(2)	県モニタリング本部の設置.....	2
(3)	EMC の設置	3
4	緊急時モニタリング体制の整備	
(1)	モニタリング要員の動員体制の整備.....	3
(2)	モニタリング資機材の整備・維持管理.....	4
(3)	緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備	4
(4)	平常時における環境放射線モニタリングの実施.....	4
(5)	気象情報および大気中放射性物質の拡散計算に関する機器の整備・維持管理	4
(6)	関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備.....	4
5	出動連絡	
(1)	県モニタリング本部のモニタリング要員への出動連絡.....	5
(2)	指示・連絡の経路.....	5

6	緊急時モニタリングに係る協力要請	
(1)	県内市町に対する協力要請	5
(2)	航空機モニタリングの要請	5
(3)	関係府県以外の県外都道府県、県外原子力事業者への協力要請	5
7	緊急時モニタリングの実施	
(1)	緊急時モニタリングの実施概要	5
(2)	警戒事態における環境放射線モニタリング	6
(3)	施設敷地緊急事態における初期モニタリング	6
(4)	全面緊急事態における初期モニタリング	7
(5)	中期モニタリング	8
(6)	復旧期モニタリング	8
8	EMC の運営等	
(1)	EMC の指揮系統	8
(2)	EMC における意思決定	8
(3)	緊急時モニタリング実施計画の改訂	9
9	モニタリング結果の取扱い	
(1)	固定観測局	9
(2)	その他資機材	9
10	モニタリング要員の被ばく管理等	
(1)	被ばく管理方法	10
(2)	管理基準	10
(3)	モニタリング要員の防護措置	10
11	その他	10
別表 1	初動対応段階において県が採る措置	12
別図 1	滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの組織	13
別図 2	滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの指揮命令系統	14

滋賀県緊急時モニタリング計画

1 目的

(1) 計画の目的

本計画は、滋賀県（以下「県」という。）が原子力災害対策指針および滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「県防災計画」という。）等に基づき、原子力災害時における緊急時モニタリング体制の整備および緊急時モニタリングの実施に関して定めたものであり、原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部。以下同じ。）の統括の下、関係機関と連携し、迅速かつ効率的に緊急時モニタリングを実施することを目的とする。

(2) 緊急時モニタリングの目的

県は、原子力災害が発生した際には、原子力災害対策指針に則り、

- ・ 原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集
- ・ 運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）に基づく防護措置の実施の判断材料の提供
- ・ 原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供のため、緊急時モニタリングを実施することとする。

2 基本的事項

(1) 基本方針

県は、県防災計画で定める「警戒事態」発生後、滋賀県緊急時モニタリング本部（以下「県モニタリング本部」という。）を設置し、環境放射線モニタリングを実施する。

国は、原子力災害対策指針で定める「施設敷地緊急事態」発生後、緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）を設置し、原子力規制委員会、原子力規制庁、関係省庁、県、福井県、その他都道府県、原子力事業者、関係指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）等が、原子力規制委員会の統括の下で連携して緊急時モニタリングを実施する。

その際、県は、EMCに参画するとともに、EMCの指揮下で、県モニタリング本部を県のモニタリング拠点として維持し、緊急時モニタリングを実施する。

緊急時モニタリングは、平常時から継続的に実施するもの（固定観測局）と、原子力災害時に応急対策として実施するもの（可搬型モニタリングポスト等）により実施する。

(2) 本計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- ア 県の緊急時モニタリング体制の整備
- イ 県モニタリング本部の組織および運営
- ウ 警戒事態以降において県モニタリング本部が実施する環境放射線モニタリング
- エ EMC の指揮下で県モニタリング本部が実施する緊急時モニタリング

(3) 本計画と緊急時モニタリング実施計画との関係

本計画は、県の緊急時モニタリング体制、関係機関の役割、指揮系統、その他の緊急時モニタリングに関する基本的事項を定めたものであり、事故の状況に応じたモニタリング実施項目や対象区域等は、原子力災害対策指針およびその関係資料、本計画ならびに福井県および関係府県（原子力災害対策特別措置法第7条第2項に定める関係周辺都道府県）の緊急時モニタリング計画等を参照して、原子力規制委員会が策定する緊急時モニタリング実施計画で定められる。

(4) 滋賀県緊急時モニタリング実施要領の作成

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ効果的に実施するため、本計画を踏まえ、あらかじめ具体的な実施内容・方法等を規定した滋賀県緊急時モニタリング実施要領（以下「実施要領」という。）を作成する。

3 緊急時モニタリング体制

(1) 緊急時モニタリング体制

県防災計画に基づく情報収集事態が発生した場合、原子力災害の発生に備えて、防災危機管理局長は、固定観測局や原子力施設の稼働状況を確認し、観測局に異常がある場合は修理等の対策を行う。

県防災計画に基づく警戒事態が発生した場合以降、緊急時モニタリング体制は、県防災計画に規定する動員体制に係る配備レベルに基づき、別表1のとおりとする。

(2) 県モニタリング本部の設置

- ア 県防災計画に基づく警戒事態発生後、防災危機管理監がモニタリング体制配備を決定し、防災危機管理局長は県モニタリング本部を設置する。
（自動設置）
- イ 県モニタリング本部は次の機関で構成される。
（ア） 県

- (イ) 福井県内原子力事業者（日本原子力発電株式会社、関西電力株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）
- ウ 県モニタリング本部の組織は別図1のとおりとし、「企画調整班」を県防災危機管理局に、「分析班」を県衛生科学センターに、「大気班」、「飲料水班」、「農作物班」、「畜産物班」、「水産物班」および「林産物班」を県庁および関係地方機関担当課室に置く。「琵琶湖水班」は県庁および原子力事業者が別途定めるところに置く。

(3) EMC の設置

- ア 警戒事態発生後、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国の警戒本部」という。）は、立地県（福井県）の協力のもと、EMC の設置準備を開始する。
- イ 施設敷地緊急事態発生後、原子力規制委員会は、EMC を設置する。この際、県は、別途定めた要員を EMC に派遣する。
- ウ EMC は、次の機関で構成する。
 - (ア) 国（原子力規制庁ほか）
 - (イ) 福井県
 - (ウ) 県
 - (エ) 県以外の関係府県
 - (オ) 福井県内原子力事業者（日本原子力発電株式会社、関西電力株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）
 - (カ) 関係指定公共機関
 - (キ) 福井県外原子力事業者
- エ EMC の組織は別図1のとおりとし、「企画調整グループ」および「情報収集管理グループ」を原子力災害が発生した地区の原子力防災センターに置く。また、「測定分析グループ」を、国・関係指定公共機関、福井県モニタリング本部および発災原子力事業者においては隣接地区の原子力防災センターに、県モニタリング本部においては県内の活動拠点に置く。
- オ 原子力規制庁の担当者が EMC センター長を務める。ただし、原子力規制庁の担当者が不在の時は、福井県原子力環境監視センター所長が代行する。

4 緊急時モニタリング体制の整備

(1) モニタリング要員の動員体制の整備

- ア 県モニタリング本部のモニタリング要員は、実施要領において定める。
- イ 原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの動員計画をあらかじめ定めることとしており、県は、国と調整して、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えた動員計画を、実施要領において定める。

(2) モニタリング資機材の整備・維持管理

- ア 県は、モニタリングポスト、可搬型モニタリング資機材、大気モニタ、環境試料分析装置、モニタリング情報共有システム、携帯電話等の通信機器および防護用資機材（以下「モニタリング資機材」という。）の整備、維持管理を行うとともに、操作の習熟に努める。
- イ 県は、毎年度、保有しているモニタリング資機材のリストを作成し、または作成したリストが最新の状態にあることを確認する。
- ウ 原子力規制委員会は、モニタリング資機材を整備することとしており、県は、国と調整して、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えたモニタリング資機材の整備を図る。

(3) 緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備

- 県は、空間線量率測定や環境試料（例：飲食物、陸水、土壌等）採取の候補地点などの緊急時モニタリングを実施する上で必要な関連情報・資料については、可能な範囲で実施要領において定め、定期的に見直しを図る。

(4) 平常時における環境放射線モニタリングの実施

- 県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質または放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施し、バックグラウンドデータを整理・保管しておく。
 - ア 固定観測局による連続監視
 - イ モニタリング車等による空間線量率の平常時測定結果の蓄積
 - ウ 環境試料の平常時測定結果の蓄積

(5) 気象情報および大気中放射性物質の拡散計算に関する機器の整備・維持管理

- 県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、気象情報や大気中放射性物質の拡散計算に関する機器の整備・維持管理を図るとともに、県内の気象や大気中拡散の特性を整理・保管しておく。

(6) 関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備

- ア 県は、平常時および緊急時モニタリングの実施に関し、上席放射線防災専門官と定期的に協議を行い、密接な連携を図る。
- イ 県は、原子力規制委員会、原子力規制庁、関係省庁、県内関係市町、福井県、関係周辺府県、原子力事業者、関係指定公共機関など緊急時モニタリング実施機関と平常時から定期的な連絡会、訓練および研修等を通じて緊密な関係を図る。

ウ 県は、緊急時モニタリング実施機関から派遣される要員等の受入体制を整備するとともに、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することができる体制を整備する。

5 出動連絡

(1) 県モニタリング本部のモニタリング要員への出動連絡

警戒事態発生後、防災危機管理局長は、県各部連絡責任者、各部連絡員を通じ、県モニタリング本部のモニタリング要員関係先に対して出動の指示を行う。

(2) 指示・連絡の経路

施設敷地緊急事態発生後、EMC の立上げと同時に、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「国の事故対策本部」という。）は、動員計画に基づき、県に対して要員の派遣および資機材の提供の要請を行う。県は、国の事故対策本部から要請があった場合に必要な協力を行う。

6 緊急時モニタリングに係る協力要請

(1) 県内市町に対する協力要請

知事は、県内市町に対して、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施のため、職員の派遣等必要な協力を要請する。

(2) 航空機モニタリングの要請

県は、必要に応じて EMC センター長に航空機モニタリングの実施を要請する。

(3) 関係府県以外の県外都道府県、県外原子力事業者への協力要請

EMC センター長は、関係府県以外の県外都道府県および県外原子力事業者に対して、緊急時モニタリング要員等の支援が必要な場合には、国の事故対策本部あるいは原子力災害対策本部に要請する。

7 緊急時モニタリングの実施

(1) 緊急時モニタリングの実施概要

緊急事態における環境放射線モニタリングは、警戒事態における環境放射線モニタリングと施設敷地緊急事態以降の緊急時モニタリングに大別され、さらに緊急時モニタリングは事故後の対応段階によって、初期モニタリング、中期モニタリング、復旧期モニタリングに区分される。（別表 1 参照）

各対応段階に応じて、OIL に基づく防護措置の実施の判断材料のため、固定監視局による監視を強化するとともに、固定観測局を補完するため可搬

型モニタリングポスト、モニタリング車等を活用して空間線量率を測定するほか、飲食物の摂取制限や周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体の被ばく評価のため環境試料中の放射性物質濃度を測定する。

(2) 警戒事態における環境放射線モニタリング

警戒事態における環境放射線モニタリングは、施設敷地緊急事態に陥った際に迅速に緊急時モニタリングに移行するためのモニタリングであり、警戒事態発生後、県モニタリング本部を設置し、速やかに開始する。

ア 平常時モニタリング（固定観測局）の監視強化

大気班は、固定観測局の稼働状況を確認するとともに空間線量率および気象観測の監視を強化する。

なお、故障、被災等により監視することができなくなった固定観測局には、可搬型モニタリングポストを設置し、空間線量率の連続測定を行う。

イ 大気中の放射性物質濃度の測定準備

企画調整班は、大気モニタの起動準備を行う。

ウ 環境試料の放射性物質濃度の測定

県モニタリング本部長は必要に応じ、環境試料の放射性物質濃度の測定を企画調整班に指示する。

(3) 施設敷地緊急事態における初期モニタリング

初期モニタリングは、原子力発電所からの放射線や放射性物質の放出による周辺環境への影響を把握するとともに、OILに照らし合わせて防護措置の実施に関する判断材料を提供するためのモニタリングであり、施設敷地緊急事態発生後 EMC によって速やかに開始される。

原子力規制委員会が定める緊急時モニタリング実施計画に基づき、EMCの企画調整グループは詳細な実施内容を定め、これに従い「県モニタリング本部」は EMC の測定分析グループの一員として、県内の緊急時モニタリングを実施する。

なお、その場合にあっても本県の地域特性を考慮して、必要に応じて県モニタリング本部長の指示に基づいたモニタリングも実施する。

ア UPZ を中心とした空間線量率の監視強化

固定観測局、可搬型モニタリングポストで事態の進展を把握するためのモニタリングを行う。

イ 大気中の放射性物質濃度の測定

原子力発電所の状況に応じて、緊急時モニタリング実施計画に基づき、大気モニタを起動させる。

ウ 環境試料の放射性物質濃度の測定

県モニタリング本部長は必要に応じ、環境試料の放射性物質濃度の測

定を企画調整班に指示する。

(4) 全面緊急事態における初期モニタリング

原子力規制委員会は、事故の進展等に応じて緊急時モニタリング実施計画を改訂し、当該計画に基づき、県モニタリング本部は、施設敷地緊急事態における初期モニタリングを継続するとともに、以下の優先順位でモニタリングを拡大する。

なお、その場合にあっても本県の地域特性を考慮して、必要に応じて県モニタリング本部長の指示に基づいたモニタリングも実施する。

ア UPZ を中心とした空間線量率の監視強化

固定観測局、可搬型モニタリングポスト、モニタリング車等で 0IL に基づく防護措置実施の判断材料提供のためのモニタリングを行う。

イ 大気中の放射性物質濃度の測定

大気モニタで大気中の放射性物質の状況を把握するためのモニタリングを行う。

ウ 放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質濃度の測定

(ア) 飲料水中の放射性物質濃度の測定

飲料水への放射性物質の影響を把握するため、放射性物質の放出が確認された場合には、UPZ 内にある水源から供給される飲料水を採取し、原則としてゲルマニウム半導体検出器で測定する。

(イ) 0.5 μ Sv/h を超える地域における飲食物中の放射性物質濃度の測定

空間線量率の測定結果が 0.5 μ Sv/h を超える地域においては、飲料水、葉菜および牛乳等当該地域で生産された飲食物等を採取し、原則としてゲルマニウム半導体検出器で測定する。

(ウ) 土壌中の放射性物質濃度の測定

空間線量率の測定結果が 20 μ Sv/h を超えるモニタリングポスト等の設置地点近辺の土壌を採取し、原則としてゲルマニウム半導体検出器で測定する。

エ 広範囲な周辺環境における空間線量率および放射性物質濃度の測定

(ア) 空間線量率の測定

県モニタリング本部は、国等の協力を得て、UPZ 外であっても、空間線量率が 0.5 μ Sv/h を超えるおそれがあると予測される場合は、モニタリング範囲を拡大して、可搬型モニタリングポストを設置するとともに、モニタリング車等による走行サーベイを実施する。

(イ) 放射性物質濃度の測定

県モニタリング本部は、国等の協力を得て、UPZ 外であっても空間線量率が 0.5 μ Sv/h を超えた場合には、飲料水、葉菜および牛乳等の環境試料の採取範囲を UPZ 外に拡大し放射性物質濃度を測定する。

(ウ) 航空機によるモニタリング

国は、航空機により空間線量率および放射性物質の沈着状況を広範囲に調査し、放射線量等の分布地図を作成する。

(5) 中期モニタリング

中期モニタリングは、中期対応段階において実施する。その結果を放射性物質または放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。

中期モニタリングでは、初期モニタリング項目のモニタリングを充実させるとともに、住民等の被ばく線量を推定する。

ア 空間線量率の監視継続

県モニタリング本部は、固定観測局、可搬型モニタリングポストおよびモニタリング車等による監視を継続し、空間線量率の変動を確実に把握する。

イ 放射性物質濃度測定強化

県モニタリング本部は、平常時モニタリングで対象としている試料を含む多種類の環境試料について、測定対象とする核種を増やすなど、より詳細な放射性物質濃度をゲルマニウム半導体検出器等で測定する。

(6) 復旧期モニタリング

復旧期モニタリングは、避難区域の見直し等の判断、被ばく線量を管理するための方策の決定、現在および将来の被ばく線量の推定等に用いるものであり、空間線量率および放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。

復旧期モニタリングは、初期および中期のモニタリングの結果、発災原子力発電所事故形態および復旧状況を踏まえ、計画を策定する。

8 EMC の運営等

(1) EMC の指揮系統

EMC から県モニタリング本部等の緊急時モニタリング実施機関への指揮系統は、別図2のとおりとする。

(2) EMC における意思決定

次の事項については、EMC 企画調整グループにおいて原案を作成し、EMC センター長およびセンター長補佐が協議して、EMC 内での意思決定を行う。

ア 緊急時モニタリング結果に対する技術的考察

イ 放射性物質の放出情報や気象情報に基づく影響の予測

ウ 緊急時モニタリング実施計画の改訂

エ その他緊急時モニタリングに関する重要事項

(3) 緊急時モニタリング実施計画の改訂

緊急時モニタリング実施計画は施設敷地緊急事態発生後に国の事故対策本部によって策定され、事故の進展等に応じて改訂される。

EMC は、事故の状況やモニタリング結果等を踏まえ、適宜改訂案を作成し、国の事故対策本部または原子力災害対策本部に送付する。

9 モニタリング結果の取扱い

(1) 固定観測局

平常時から連続測定を行い、測定結果をリアルタイムで公表している固定観測局については、緊急時もリアルタイムで測定結果を公表する。

(2) その他の資機材

可搬型モニタリングポスト、モニタリング車、ゲルマニウム半導体検出器等（以下「可搬型モニタリングポスト等」という。）平常時モニタリングとの連続性が無い手段については、妥当性を判断した後公表する。

ア モニタリング結果の妥当性の確認

可搬型モニタリングポスト等によるモニタリング結果については、EMC（警戒事態においては県モニタリング本部）に集め、測定方法や機器異常の有無などを観点とした妥当性の確認を行い、また、必要に応じて技術的考察を加える。

EMC は、妥当性が確認されたモニタリング結果を、滋賀県災害対策本部および国の事故対策本部または原子力災害対策本部（警戒事態においては滋賀県災害警戒本部および国の警戒本部）に報告する。

県は、国の事故対策本部または原子力災害対策本部で評価したモニタリング結果を県内関係市町と共有する。

イ モニタリング結果の公表

(ア) EMC 設置前におけるモニタリング結果の公表

県モニタリング本部から報告を受けた滋賀県災害警戒本部は、ホームページ等で可搬型モニタリングポスト等によるモニタリング結果等を速やかに公表する。

(イ) EMC 設置後におけるモニタリング結果の公表

国の事故対策本部または原子力災害対策本部は、EMC から報告を受けたモニタリング結果を一元的に評価し、関係機関に連絡するとともに、ホームページ等で速やかに公表する。

滋賀県災害対策本部は、EMC で妥当性の確認をとった結果をホームページ等で公表することができるが、その結果について、国の事故対策本

部または原子力災害対策本部による評価が得られた場合には、速やかにその旨を示す。

また、公表の際には、住民等にとって分かりやすい公表となるよう国と必要な調整を行う。

10 モニタリング要員の被ばく管理等

(1) 被ばく管理方法

ア 県は、EMCに派遣する県の要員を含めた県モニタリング本部要員の被ばく線量を記録する。

特に、現地で活動するモニタリング要員には個人被ばく線量計を配布し、活動期間中の被ばく線量を記録する。

イ EMC企画調整グループは、県モニタリング本部などEMCの指揮下の組織における被ばく管理状況を一元的に取りまとめる。

(2) 管理基準

モニタリング要員の活動期間中の外部被ばくの管理基準値等は、実施要領で定め、その値を超えたとき、または超えるおそれのあるときは、直ちに活動を中止する。

(3) モニタリング要員の防護措置

ア EMC設置前

(ア) 県モニタリング本部長は、放射性物質による汚染またはそのおそれがある場所においてモニタリング活動を行う要員に対して、出勤時に防護服、防護マスク等の着用を指示する。

(イ) 県モニタリング本部長は、放射性ヨウ素の放出またはそのおそれがある場所においてモニタリング活動を行う要員に対して、ヨウ素剤を携行させる。

イ EMC設置後

(ア) EMCセンター長は、放射性物質による汚染またはそのおそれがある場所においてモニタリング活動を行う県の要員に対して、県と調整の上、出勤時に防護服、防護マスク等の着用を指示する。

(イ) EMCセンター長は、放射性ヨウ素の放出またはそのおそれがある場所においてモニタリング活動を行う要員に対して、ヨウ素剤を携行させる。

11 その他

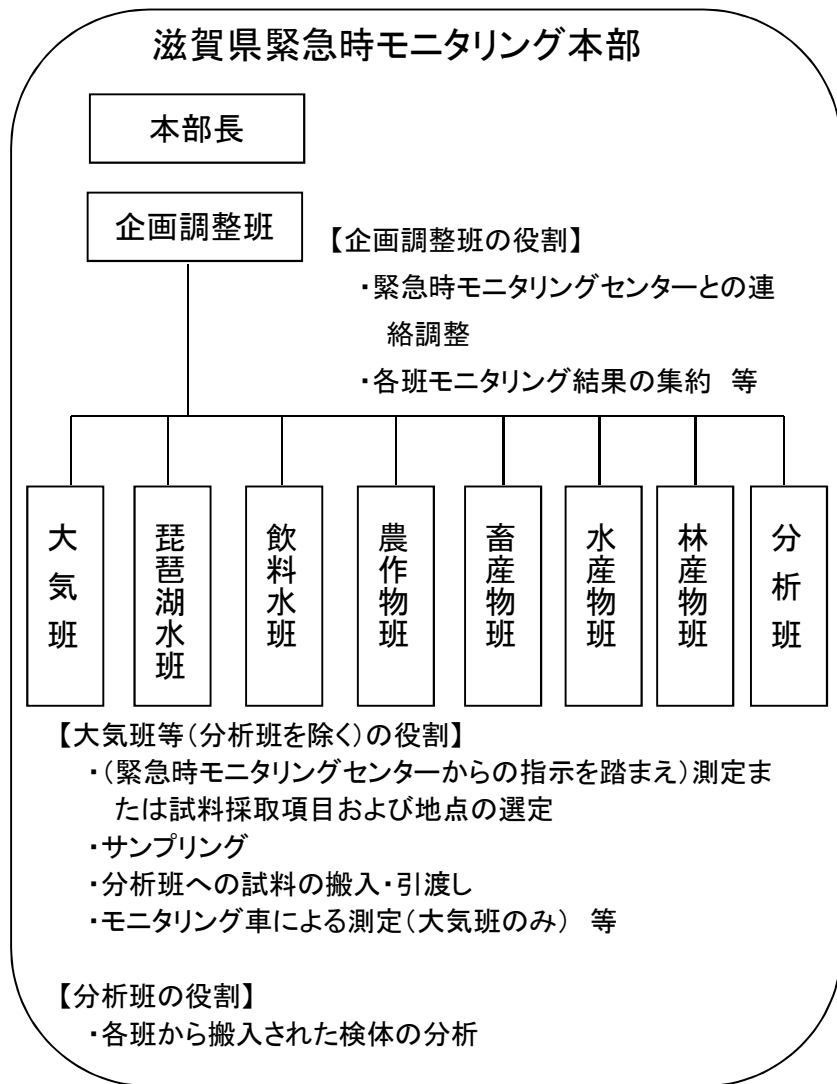
中期モニタリングや復旧期モニタリングなど原子力災害対策指針において「今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題」とされている事項について

は、今後の検討結果を踏まえ、適宜本計画の見直しを行う。

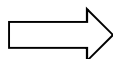
別表1 初動対応段階において県が採る措置

緊急事態区分	県の体制	緊急時モニタリング体制		モニタリングの区分	緊急時モニタリング (環境放射線モニタリング) 実施内容	防護措置等
		緊急時モニタリング体制	緊急時モニタリング体制(国)			
情報収集事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒体制に準じた体制(防災危機管理局) ・災害警戒本部への移行準備 	(災害警戒体制に準じた体制)	(原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室) (原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地情報連絡室)	平常時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時モニタリングの継続 モニタリングポスト確認 機器に異常がある場合には修理等 	
警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部設置 災害警戒地方本部設置 	滋賀県緊急時モニタリング本部の設置	緊急時モニタリングセンターの設置準備		<ul style="list-style-type: none"> ・平常時モニタリングの強化 モニタリングポスト確認 機器に異常がある場合には修理等 ・大気モニタの起動準備 ・緊急時モニタリングセンター立ち上げ準備 および緊急時モニタリングの準備(国) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時滞在者への帰宅呼びかけ
施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置 災害対策地方本部設置 ・オフサイトセンターへの職員派遣 	緊急時モニタリングセンターの指揮下で、滋賀県緊急時モニタリング本部が活動継続	緊急時モニタリングセンターの設置 ※滋賀県緊急時モニタリング本部は緊急時モニタリングセンターに職員を派遣。	緊急時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの開始 【施設敷地緊急事態における初期モニタリング】 ・モニタリングポスト確認 ・大気モニタの起動 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等への注意喚起 ・UPZ内屋内退避準備
全面緊急事態					<ul style="list-style-type: none"> 【全面緊急事態における初期モニタリング】 ・大気モニタによる大気中の放射性物質の状況把握 ・環境試料中放射性物質測定 ・航空機モニタリング(国) ・モニタリング車による測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・UPZ内屋内退避 ・避難、スクリーニングポイントの準備 ・安定ヨウ素剤配付の準備
放射性物質の放出					<ul style="list-style-type: none"> 【中期モニタリング】 ・空間線量率の監視継続 ・放射性物質濃度測定の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の実施 ・スクリーニングの実施 ・飲食物摂取制限の実施
放出事象の収束					<ul style="list-style-type: none"> 【復旧期モニタリング】 ・空間線量率 ・放射性物質濃度の継続的変化把握 	<ul style="list-style-type: none"> 【中期対応段階】 ・周辺環境に対する全般的影響の評価・確認 ・人体への被ばく評価 ・各種防護措置の実施・解除 ・風評被害対策 【復旧段階】 ・避難区域の見直し ・被ばく線量の管理 ・現在および将来の被ばく線量推定

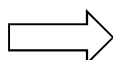
別図1 滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの組織



職員派遣

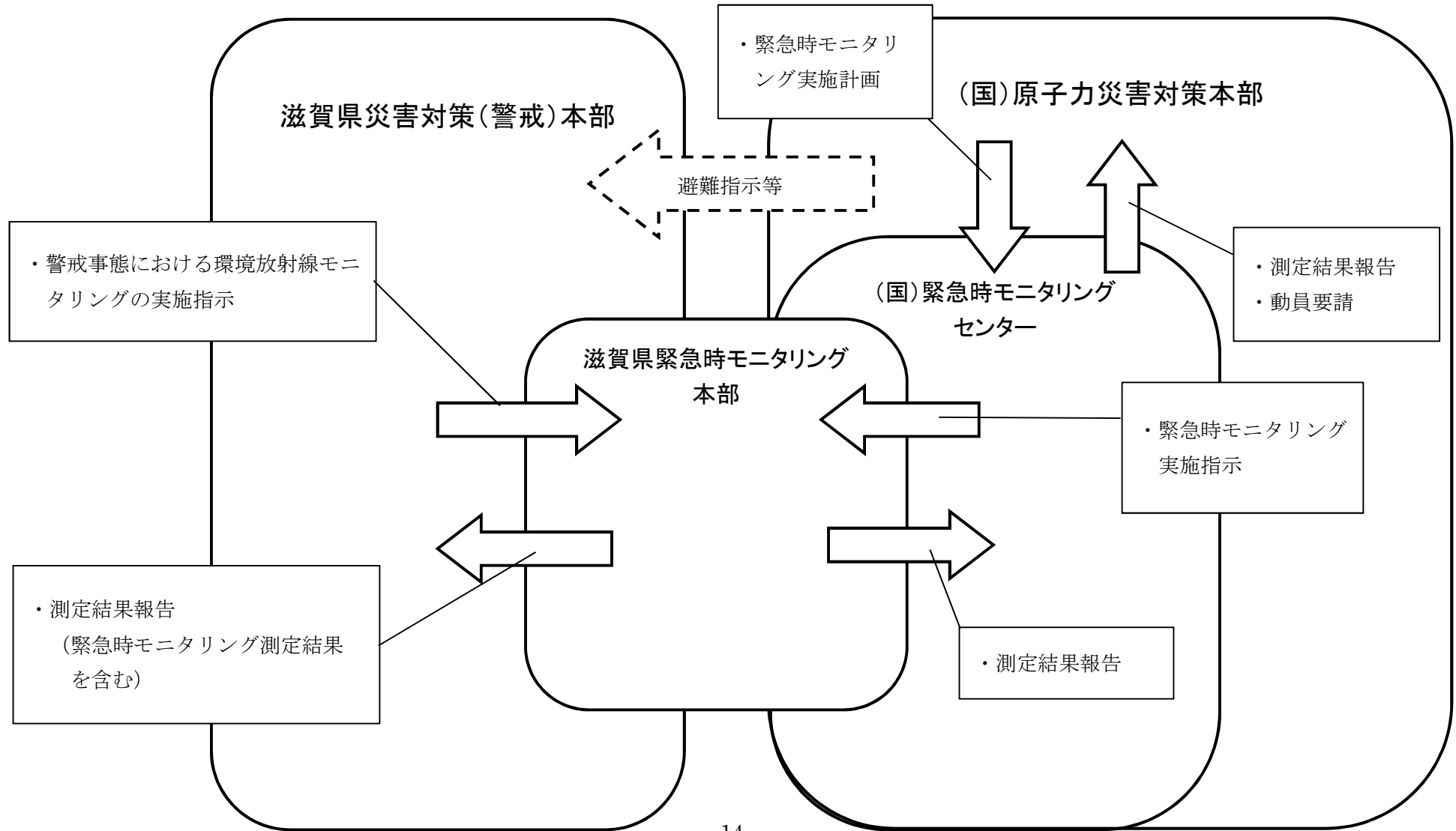


職員派遣



(国)緊急時モニタリングセンター	
グループ	業務内容
センター長 (原子力規制庁)	・緊急時モニタリングセンターの総括
センター長補佐 (福井県原子力環境監視センター所長) (上席放射線防災専門官)	・センター長の補佐 ・センター長不在の場合、センター長の代行
企画調整グループ (構成) 原子力規制庁、福井県、滋賀県、関係府県(岐阜県または京都府)、指定公共機関、県外原子力事業者	・モニタリング実施計画に基づく実施調整 ・モニタリング実施計画の改訂案作成 ・モニタリング結果の解析 ・放射性物質の拡散予測 ・住民の被ばく線量の解析 ・モニタリングセンター内およびモニタリング実施拠点への情報提供 ・モニタリング要員、資機材等の確保
情報収集管理グループ (構成) 原子力規制庁、福井県、滋賀県、関係府県(岐阜県または京都府)指定公共機関、県外原子力事業者	・モニタリング結果の取りまとめ、妥当性の確認 ・各種情報の収集・整理 ・原子力災害対策本部等関係機関との連絡調整
・緊急時モニタリングセンター(EMC)設置後、滋賀県モニタリング本部は、EMCの指揮下で県内のモニタリング実施拠点として活動する。	

別図2 滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの指揮命令系統





母なる湖・琵琶湖。
—あずかっているのは、滋賀県です。

平成26年3月 作成
平成28年3月 修正
平成29年3月 修正
平成30年3月 修正
令和2年3月 修正

原子力災害に係る滋賀県広域避難計画

滋 賀 県

目 次

第1章 総則

- 1 計画の根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 広域避難、屋内退避等の防護措置

- 1 防護措置を行う対象地域および人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 広域避難の基本的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 県域を越える広域連携および段階的避難の実施・・・・・・・・・・ 3
- 4 避難先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 屋内退避・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 避難手段および避難経路

- 1 避難手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 交通対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 スクリーニングおよび除染の実施体制（避難中継所の設置）

- 1 原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 避難中継所の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 スクリーニング実施結果を示す書類の発行・・・・・・・・・・ 11

第5章 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

- 1 原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 備蓄場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 配布場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 緊急時における配布および服用の手順・・・・・・・・・・ 13

第6章 避難所の設置運営

- 1 避難所の設置運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 拠点避難所の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 避難所運営に必要な物資の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第7章	避難長期化への対応	
1	二次避難への移行の進め方	14
2	二次避難先の確保	15
第8章	要配慮者の広域避難	
1	基本的な考え方	15
2	県の役割	15
3	関西広域連合における考え方	15
第9章	費用負担	16
第10章	UPZ外の地域への対応	17
第11章	関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」 との関係	17
第12章	広域避難計画の見直し	17

第1章 総則

1 計画の根拠

この計画は、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）第2章―第7節―第1―2「広域避難計画の策定」の規定に基づき策定する。

2 基本方針

- (1) 原子力事業所から放射性物質が放出された後、避難対象区域となった地域の住民について、O I L 1に基づく避難またはO I L 2に基づく一時移転を実施することを前提とするとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、放射性物質放出前に予防的避難を実施する可能性も考慮する。
- (2) 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。
- (3) 災害の状況に応じて避難先を選択できるよう、複数の選択肢を準備する。
- (4) 緊急時に住民がパニックを起こし、不要不急の避難行動をとることがないように、平常時におけるリスクコミュニケーションを重視するとともに、緊急時には、住民に対して的確な情報提供を行うことができるよう準備する。
- (5) 感染流行下での防護措置については、内閣府通知「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」を踏まえ対応する。

第2章 広域避難、屋内退避等の防護措置

1 防護措置を行う対象地域および人口

(1) 対象地域

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「地域防災計画」という。）に規定する原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲（以下「UPZ」という。）とする。

※UPZ：原子力災害対策指針において示されている原子力発電所に係る原子力災害対策重点地域の範囲のUPZの目安の距離（原子力施設から概ね30km）や滋賀県が独自に行った放射性物質拡散予測シミュレーション結果の屋内退避が必要なレベルの線量となった区域を踏まえ、総合的に勘案して定めたもの（地域防災計画 第1章第6節）

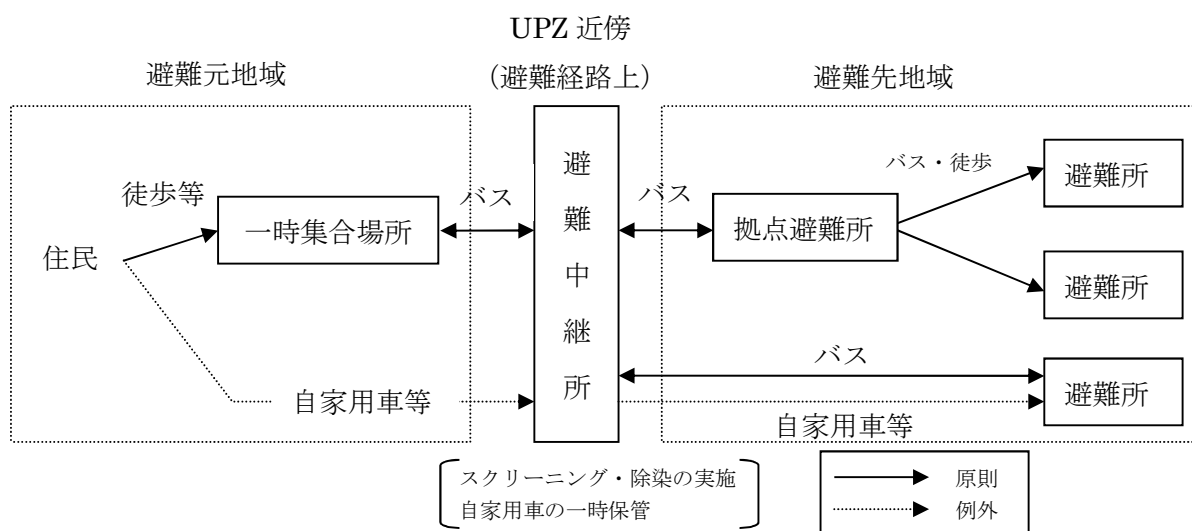
UPZを包含する市は、長浜市および高島市（以下「関係周辺市」という。）である。

(2) 対象人口

長浜市：24,198人、高島市：27,122人

※住民基本台帳人口（令和4年1月1日現在）に基づく対象区域の人口

2 広域避難の基本的な流れ



※ 避難用バスは、一時集合場所～避難中継所、避難中継所～拠点避難所を分けて、それぞれにピストン輸送を実施する。

(1) 避難の単位

国による避難指示が小学校区単位で行われることを前提に、避難行動は自治会区単位で行うことを原則とする。

ただし、県および避難対象区域を含む市町は、必要に応じ協議を行い、避難行動の単位を変更することができるものとする。

(2) 避難元地域から避難中継所への移動

① 避難を要する地区の住民は、避難対象区域を含む市町の指示に基づき、あらかじめ定められた一時集合場所から避難用バスにより避難中継所に移動する。

ただし、地域の状況や時間的制約等により一時集合場所に移動することが不適當または困難な住民は、自家用車で避難中継所に移動する。

② 自家用車で移動した住民は、避難中継所近辺に用意する自家用車一時保管場所に車両を一時保管する。

- (3) 避難中継所から拠点避難所（または避難所）への移動
避難者は、避難中継所でスクリーニングを行い、必要に応じ除染を行った上で、あらかじめ定めた拠点避難所（または避難所）に避難用バスで移動する。
- (4) 拠点避難所～避難所
拠点避難所を設けた避難先市町村は、拠点避難所に到着した避難者を、各避難所に移送する。
- (5) 家庭動物との同行避難
県は、災害の実態に応じて、市町と連携し飼い主による家庭動物との同行避難について配慮するものとするが、具体的な対応については、今後の検討課題とする。

3 県域を越える広域連携および段階的避難の実施

原子力災害発生時には、全面緊急事態（県地域防災計画（原子力災害対策編）の緊急事態区分を参照のこと。）となった時点で、P A Z（原子力事業所から約5 k m圏）内の住民等に避難指示が出され、U P Z内の住民には屋内退避の指示が出されることとなる。

その後、事態の進展に応じ、放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングを実施し、O I Lに基づき避難区域が特定されていくこととなるが、いずれの場合も県外からの避難者が滋賀県内を通過することを想定しておく必要がある。

このことを踏まえ、県は、県域を越えた広域連携を図るとともに、特にU P Z内の避難に際して、不要な混乱を避けるため、段階的避難を実施するための方法等について、国および福井エリアの関係府県と関西広域連合が参画している「福井エリア地域原子力防災協議会」の場において検討・調整を行う。

※地域原子力防災協議会：国が、原子力発電所の所在する地域毎に設置する、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援し、課題解決を図るためのワーキングチーム

※福井エリア地域原子力防災協議会構成員：
国関係府省庁、福井県、京都府、滋賀県等

4 避難先

(1) 緊急時における避難先の決定方針

- ① 県は、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、県内他の市町への受入れについて優先的に協議することとし、複合災害などにより県内での受入れが困難と判断した場合または受入れ施設が不足する場合に、他府県と避難受入れの協議を行う。
- ② 県は、他府県に避難受入れを要請する場合、災害の状況や緊急時モニタリング結果等を基に、総合的に判断し、要請を行う府県を決定する。
- ③ 県が避難先を検討するに当たっては、避難対象区域を含む市町と連携を密にするほか、国や関西広域連合等関係機関に対して助言を求めるものとする。

(2) 県内他の市町への避難

- ① 県は、避難対象区域を含む市町から県内他の市町への避難について協議要請があった場合、大津市、草津市、甲賀市および東近江市を中心に協議を行い、状況に応じて他の市町にも協力を求める。
- ② 県は、避難先となる市町に対して、収容施設の供与およびその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。また、この場合、県は避難先の市町と協議の上、避難対象区域を含む市町に対して避難所となる施設を示す。
- ③ 避難対象区域を含む市町は、県が示した避難所施設の一覧をもとに、県および避難先の市町と連携して、各避難所への避難住民の割り振りを行い、県はその結果を避難先市町に連絡する。
なお、避難住民の割り振りを行うに当たっては、地域コミュニティの維持に十分配慮するものとする。
- ④ 関係周辺市は、県と連携し、平常時から避難先として想定する市町と協議を行い、あらかじめ避難計画に、避難単位ごとの集合場所や避難先、避難経路等必要な事項を定めておくものとする。
- ⑤ 県内他の市町は、関係周辺市から避難計画作成に係る協議があった場合は、広域避難の用に供する避難所の指定等について協力する。

(3) 他府県への避難

【関西方面】

- ① 県は、関西方面に避難する必要があると判断した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、大阪府に対して避難の受入れ要請を行うとともに、その旨を関西広域連合に連絡する。

② 関係周辺市ごとの大阪府内受入れ市町村は以下のとおりとする。

市名	対象人口	避難先市町村名
長浜市	24,198人	大阪市 (中河内地域) 八尾市、柏原市、東大阪市 (南河内地域) 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 (泉北地域) 堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町 (泉南地域) 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
高島市	27,122人	大阪市(再掲) (豊能地域) 豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町 (三島地域) 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町 (北河内地域) 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市

※避難先市町村ごとの個表は、【別添2】のとおり。

- ③ 大阪府は、府内の避難先市町村が被災等のやむを得ない事情により、関係周辺市の事前に定めた受入れ可能人数の受入れができないと認めるときは、府内市町村およびカウンターパート県である和歌山県と調整を行い、避難元である県の意見を聴取した上で、受入れの割当てを見直す。
- ④ 県は、③に規定する意見聴取に対しては、関係周辺市と連携して、「地域コミュニティの維持」という観点から意見を述べる。
- ⑤ 大阪府は、必要な調整を行っても、府内市町村および和歌山県内で受入れを行うことができないと認めるときは、直ちに避難元である県および関西広域連合に連絡する。
- ⑥ 県は、⑤に規定する連絡を受けたときは、関西広域連合に改めて受入れ先の調整を要請する。

- ⑦ 県は、関係周辺市以外の市町が避難対象区域となり、関西方面への避難が必要となった場合には、関西広域連合に受入先の調整を要請する。

【中部方面】

県は、中部方面に避難する必要があると判断した場合、「災害時等の応援に関する協定書（中部9県1市）」に基づき、応援要請を行う。

5 屋内退避

(1) 屋内退避の効果と必要性

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

放射性プルームが到達した場合などには、一時的に空間線量率が極めて高くなるおそれがあり、その際に避難行動等により外出していれば、無用な被ばくをする危険性がある。そのため、屋内退避で放射性プルームをやり過ごし、OILに基づき必要な場合には、適切なタイミングで避難を行うことが無用な被ばくを避ける上で有効である。

(2) 屋内退避の実施

住民は、原則自宅で屋内退避を実施する。

勤務・通学する者または一時滞在者については、原則、帰宅することとするが、放射性物質が放出され、またはすぐにでも放出される危険性があるなど、帰宅途中等に被ばくするおそれがある場合は、勤務先、学校等、滞施設内等において屋内退避を実施する。

関係周辺市は、自宅で屋内退避を実施することに対して不安を感じる住民への対応として、屋内退避準備の段階で、公共施設等において受入れ準備を行う。

(3) 大規模地震との複合災害時における屋内退避等の実施

複合災害時には、多くの家屋が倒壊し、または多くの住民が屋内に留まることを懸念すると思われることから、以下の対応を図る。

- ① 地震により家屋が倒壊したり、倒壊するおそれがあるなど家屋で屋内退避を実施することが困難である場合には、近隣の公共施設等において、屋内退避を実施する。

- ② 屋内退避中に再度の地震等により被災が更に激しくなるなど、屋内退避の継続が困難である場合は、屋内退避が不要である地域の避難所等へ移動を行う。

第3章 避難手段および避難経路

1 避難手段

(1) 原則

- ① 避難の実施に当たっては、原則として、バス等の公共輸送手段を活用する。
- ② バスの活用にあたっては、車両の有効活用および車両のスクリーニング・除染の手間を省くため、避難中継所を境に、避難元地域からの移送と、避難先地域への移送を分けて、それぞれ異なるバスでピストン運行するものとする。
- ③ 県は、複合災害により道路が寸断され、船舶による移送が必要となった場合、「災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書」に基づき、協定の相手方である船舶会社に対して応援を要請する。
- ④ 県は、その他必要に応じ、災害対策基本法第86条の14に基づき、指定公共機関または指定地方公共機関に対し、避難者の輸送を要請するほか、国、避難先府県、関西広域連合に対し、鉄道、船舶等も含め、輸送手段の確保の調整を要請する。
- ⑤ 本県はJR等鉄道の利便性が高い地域であることから、県は、今後、鉄道による避難者輸送に係る課題等について検討を行い、この計画に反映していくものとする。
また、必要に応じて鉄道事業者に協力を求めていくものとする。

(2) 自家用車利用の抑制および事前の周知

- ① 自家用車による避難については、交通渋滞のほか、駐車場の確保、交通事故の懸念、給油の問題、避難経路見失いによる迷走など様々な懸案事項があることから、自家用車の利用は、OIL1に基づく即時避難等、時間的制約によりやむを得ない場合や、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）のうち、自家用車で移動することが最も合理的と認められる者の場合などに限るものとする。
- ② 県および関係周辺市は、①に掲げる自家用車利用に関する懸案事項を踏まえ、原子力災害においてはバスによる避難を原則とすること、やむを得

ず自家用車を使用する場合は、できる限り乗り合わせる事等について、平常時から住民に周知するものとする事によって不要な自家用車利用の抑制を図る。

- ③ 関係周辺市は、自家用車で避難する場合も、必ず避難中継所を経由すること、自家用車は避難中継所周辺に確保する一時保管場所に一時保管し、避難中継所から先への移動については、避難用バスに乗り換えることについて、平常時から住民に周知するものとする。

(3) 自家用車一時保管場所の確保

県および関係周辺市は、避難中継所近辺で自家用車の一時保管場所として利用できる土地について、あらかじめ調査し、その確保に努める。

(4) 避難用バスの確保

- ① 避難用バスは、原則として、県および避難対象区域を含む市町が連携して確保する。
- ② 県は、緊急時に避難用バスが不足する場合には、本章1-(1)-④に基づき、避難用バスの確保を要請する。
- ③ 県および関係周辺市は、指定公共機関、指定地方公共機関等と協議し、緊急時における避難手段の確保手順や費用負担、運転手等の被ばく線量の管理の目安等について、あらかじめ協定等の取り決めを行うよう努める。
- ④ 県は、運転手等の被ばく線量管理の目安を超える被ばくが予想される場合等、車両のみ確保でき、運転手の確保ができない場合を想定し、国が自衛隊等から運転手を派遣する仕組みをあらかじめ設けるよう、関西広域連合や関係府県と連携して、「福井エリア地域原子力防災協議会」の場等を活用し、国に要請する。
- ⑤ 県は、一時集合場所の駐車できる空間が狭い等の場合は、避難用バスの集結場所を避難対象区域の近隣に確保するよう努める。

2 避難経路

(1) 原則

- ① 住民避難に当たっては、高速道路、幹線道路を中心にあらかじめ設定した避難経路で避難することとし、避難経路は必ず避難中継所を経由するものとする。
- ② 県は、関係周辺市が避難計画に避難経路を設定するための基本となる主な避難経路を設定するものとし、その設定に当たっては、避難時間推計（E T E）の実施結果を踏まえるとともに、県警察、道路管理者と協議す

るほか、避難先府県内については、避難先府県・市町村の意見も聴取する。

(2) 県内他の市町への避難経路

- ① 県があらかじめ定める主な避難経路は、【別添1】のとおりとする。
- ② 関係周辺市は、【別添1】の主な避難経路をもとに、それぞれの避難計画において避難行動の最小単位である自治会区ごとに避難経路を設定する。

(3) 他府県への主な避難経路

- ① 関西方面への避難は、高速道路を活用することを基本として、主な避難経路は次のとおりとする。
なお、大阪府内における避難経路は、別添2「個票」による。

【長浜市】

北陸自動車道→名神高速道路→京滋バイパス

※北陸自動車道木之本ICおよび長浜ICの利用は、避難用バスに限るものとし、自家用車は、国道8号等により避難中継所に向かうものとする。

【高島市】

国道161号・国道367号→国道161号バイパス→名神高速道路

- ② 中部方面への避難経路は、中部方面への避難を実施することを決定した段階で、県が関係周辺市および受入れ先となる県・市の意見を聴取した上で、高速道路および主要国道を中心に検討し、県警察および道路管理者等と協議の上、決定する。
県は、決定した避難経路を関係周辺市に連絡するものとする。

(4) 災害時における避難経路の再調整

県および避難対象区域を含む市町は、避難指示または避難準備指示の発令が見込まれる段階で、事態の進展、避難を要する区域の範囲、道路状況等を勘案し、県警察および道路管理者と協議の上、実際の避難経路を決定する。

県外へ避難する必要がある場合には、県は、県外における避難経路について、あらかじめ避難先府県の意見を聴取する。

また、県は、決定した避難経路を避難先となる県内市町または府県に対して連絡するとともに、県内他の市町に対して、避難対象区域、避難先、避難経路等の情報を提供する。

3 交通対策

県警察は、避難対象区域を含む市町等が避難の指示を行ったときは、当該避難が円滑に行われるよう、必要な交通対策を講じる。

第4章 スクリーニングおよび除染の実施体制（避難中継所の設置）

1 原則

県は、身体除染、被ばく抑制および汚染拡大防止を目的として、UPZ近傍の避難経路上に避難中継所を設置し、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、避難住民等のスクリーニングおよび除染を実施する。

2 避難中継所の設置

- (1) 県は、関係機関の協力のもと、避難開始までに、UPZ近傍の避難経路上に、スクリーニングおよび除染等を行うための避難中継所を設置する。
- (2) 県は、事態の進展により増加する避難者を長時間滞留させることなく確実にスクリーニングを実施するため、避難中継所に十分なスクリーニングブースを配置するほか、状況に応じ、避難中継所を増設する。
- (3) 県は、避難中継所を増設する場合、予定していた避難中継所が使用できない場合またはUPZ外の市町で避難が必要となった場合等を想定して、十分な数の候補場所が確保できるよう、継続的に検討を行い、この計画に反映していくものとする。
- (4) 県は、避難中継所の選定に当たっては以下の条件を考慮する。
 - ・面積（バスの乗換場所となることから大型バスの駐車・行き交いができる空間を確保できること、避難中継所およびその近隣で、自家用車の一時保管場所を確保できること）
 - ・設備（スクリーニングおよび除染を行うために必要な設備を備えていること、避難者の休憩場所およびトイレを確保できること）

- (5) UPZ内の住民が避難する場合の避難中継所は、次の場所に設置するものとする

名 称	所 在 地
湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210
北陸自動車道長浜インターチェンジ	長浜市口分田町古田 548
長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	長浜市田村町 1320
高島市今津総合運動公園	高島市今津町日置前 3110
高島市立朽木中学校	高島市朽木市場 1055
新旭体育館・武道館	高島市新旭町旭 818
道の駅藤樹の里あどがわ・安曇川図書館	高島市安曇川町青柳 1162-1
高島B&G海洋センター	高島市宮野 1516

※長浜インターチェンジについては、屋内施設がないことから、近傍の屋内施設の活用についても検討する。

3 実施体制の整備

- (1) 県は、スクリーニングおよび除染の実施に要する人員体制や実施手順について、あらかじめマニュアルを定めるとともに、必要な資機材の整備を進める。
- (2) 県は、緊急時にスクリーニングおよび除染の実施に必要な人員・資機材が不足することを想定し、国、他府県、関西広域連合、放射線技師会等と連携し、必要な支援体制の整備に努める。

4 スクリーニング実施結果を示す書類の発行

県は、スクリーニングおよび除染の結果、汚染のないことが確認できた者についてスクリーニング済証を発行するとともに、当該スクリーニングおよび除染に関する記録票を作成し、県の責任で適切に保管する。

記録票の様式をはじめ、手続の詳細については、別に定めるマニュアルによるものとする。

第5章 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

1 原則

県は、関係周辺市と連携し、避難指示と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用指示が出た場合に、速やかに対応することができるよう、適切な場所に安定ヨウ素剤を備蓄する。

2 備蓄場所

UPZ内への配布を前提とした安定ヨウ素剤の備蓄場所は以下のとおりとする。

(1) 県の施設

名 称	所 在 地
湖北健康福祉事務所（長浜保健所）	長浜市平方町 1152-2
高島健康福祉事務所（高島保健所）	高島市今津町今津 448-45
伊香高等学校	長浜市木之本町木之本 251
高島高等学校	高島市今津町今津 1936

(2) 関係周辺市の施設

- ① 市役所
- ② 市が指定する一時集合場所
- ③ UPZ内の小中学校、保育所、幼稚園等

※一時集合場所に指定されている学校については、避難住民への配布分を含む。

(3) 医療機関

① 原子力災害医療協力機関

名 称	所 在 地
市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313
長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田 1221
高島市民病院	高島市勝野 1667

② 原子力災害拠点病院

名 称	所 在 地
長浜赤十字病院	長浜市宮前町 14-7

3 配布場所

緊急時における安定ヨウ素剤の配布場所は以下のとおりとする。

(1) 県の施設における備蓄分

- ① 湖北健康福祉事務所（長浜保健所）（防災業務関係者への配布）
- ② 高島健康福祉事務所（高島保健所）（防災業務関係者への配布）
- ③ 避難中継所（スクリーニング場所での服用確認および未服用者への配布）
- ④ U P Z内の県立高校（避難時の生徒・教職員への配布）

(2) 関係周辺市の施設における備蓄分

- ① 市役所（避難時の配布、一時滞在者への配布、防災業務関係者への配布）
- ② 一時集合場所（避難時の住民への配布）
- ③ U P Z内の小中学校、保育所、幼稚園等（避難時の児童・生徒、教職員等への配布）

(3) 医療機関における備蓄分

- ① 原子力災害医療協力機関（入院患者、被ばく患者への配布）
 - 市立長浜病院
 - 長浜市立湖北病院
 - 高島市民病院
- ② 原子力災害拠点病院（入院患者、被ばく患者への配布）
 - 長浜赤十字病院

4 緊急時における配布および服用の手順

(1) 県は、緊急時における安定ヨウ素剤配布のための手続き等について、あらかじめマニュアルを定めるものとする。

(2) 県は、緊急時における配布および服用を迅速に実施するためには、P A Zにおける事前配布の場合と同様に、住民の既往症等の事前確認が不可欠と考えることから、その手続きの具体化および必要な財源措置について、国に要請していく。

第6章 避難所の設置運営

1 避難所の設置運営

- (1) 避難所の開設は、避難の受入れ要請を踏まえて、避難先市町村が行う。
避難先市町村は、避難先府県等と連携し、「原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針」（内閣府：平成28年3月）を参考に、避難所の開設、運営などの具体的な手順を定めたマニュアル等を作成するよう努める。
- (2) 避難所の運営は、開設当初については避難先市町村が行い、可能な限り早期に、避難元の市町や避難住民、ボランティア等による運営に移行する。
- (3) 避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず、施設管理者が継続して行う。

2 拠点避難所の設置

- (1) 避難先市町村は、各避難所への移送を行う拠点として、拠点避難所を設置することができる。
なお、県は地理的に不案内かつ遠距離の移動となる他府県への避難を円滑に実施するため、他府県の避難先市町村に対しては、可能な限り拠点避難所を設置するよう要請する。
- (2) 拠点避難所から各避難所への避難住民の移動手段は、避難先市町村が確保する。

3 避難所運営に必要な物資の確保

- 広域避難を実施した場合、避難所における食糧・毛布等の必要物資については、県および避難対象区域を含む市町が迅速に確保する。
- その際、必要物資が不足する場合は、国、関西広域連合や関係事業者等に要請するとともに、避難先自治体にも協力を求める。

第7章 避難長期化への対応

1 二次避難への移行の進め方

- (1) 県および避難対象区域を含む市町は、避難生活による避難者の負担、避難所を提供する避難先自治体への影響等を考慮し、避難当初から二次避難先

の確保に向けた検討を開始する。

- (2) 県および避難対象区域を含む市町は、避難先自治体の協力を得て、二次避難先の確保に当たり必要となる避難者数および世帯数の把握、各避難世帯の意向把握に努める。
- (3) 県および避難対象区域を含む市町は、可能な限り早期に二次避難先への移行を進める。特に小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、その早期解消に努める。

2 二次避難先の確保

- (1) 二次避難先は県内で確保することとし、県および避難対象区域を含む市町は必要に応じ、県内他の市町にも二次避難先の確保を要請する。
- (2) 他府県に避難している場合で、災害の状況から県内での二次避難先の確保が困難なとき、県および避難対象区域を含む市町は、避難先府県に対して、二次避難先の確保を要請する。

第8章 要配慮者の広域避難

1 基本的な考え方

避難、とりわけ県域を越える広域避難については、長距離の移動が避けられないため、避難行動自体がリスクとなる可能性を十分に考慮する必要がある。特に要配慮者については、移動の困難性やリスクの程度等、それぞれの特性を踏まえた広域避難計画を策定するとともに、避難しなかった場合に比べ、要配慮者の健康リスクが高まることがないように、避難に要する資機材や医療・看護体制および安全な搬送手段が確保された後に避難を開始することを明示する必要がある。

2 県の役割

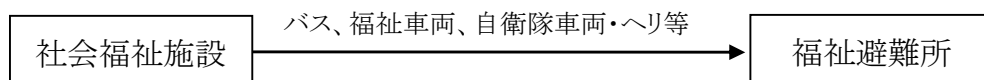
県は、地域防災計画第2章第7節第3「要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備」の規定に基づき、必要な支援等を行うとともに、特に広域避難の検討に当たっては、医療機関や社会福祉施設における避難先施設の確保について、必要な調整を行う。

3 関西広域連合における考え方

関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」における「避難

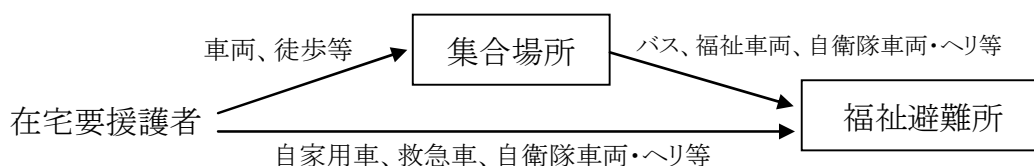
行動要支援者の「広域避難」の基本パターンは次のとおりであり、要配慮者の特性に応じて、①迅速な避難の実施、②移動によるリスクの軽減の双方の観点から、広域避難先の調整・避難手段の確保など十分な準備を行う必要があるとされている。

a) 社会福祉施設入所者・通所者



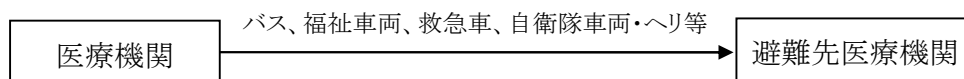
※社会福祉施設通所者については、時間的に余裕のない場合等を除き、避難準備指示等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

b) 在宅要援護者



※介助する家族等がいるかどうかで異なる扱いを検討する必要がある。
※心身の状況により社会福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院等の措置が必要な在宅要援護者については、当該措置を講じる。

c) 医療機関等入院患者



第9章 費用負担

広域避難の受入れその他被災者支援に係る費用については、最終的に避難先府県・市町村の負担とならないことを原則とする。今後、国に対し、原子力事業者への求償方法の具体化や災害救助法の適用等国による費用負担のあり方の具体化を求める。

第10章 UPZ外の地域への対応

UPZ外の地域において広域避難や屋内退避等の防護措置の実施が必要となった場合、県は、当該地域を含む市町と連携の上、市町の地域防災計画等と整合を図りながらこの計画に準じて必要な対策を講じることとする。

第11章 関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」との関係

県域を越える広域避難について、この計画に記載のない事項は、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき対応することとする。

第12章 広域避難計画の見直し

県は、原子力災害対策指針の改定や新たな方針の決定など、様々な状況の変化に対応して、随時この広域避難計画の見直しを行い、内容の充実を図るものとする。

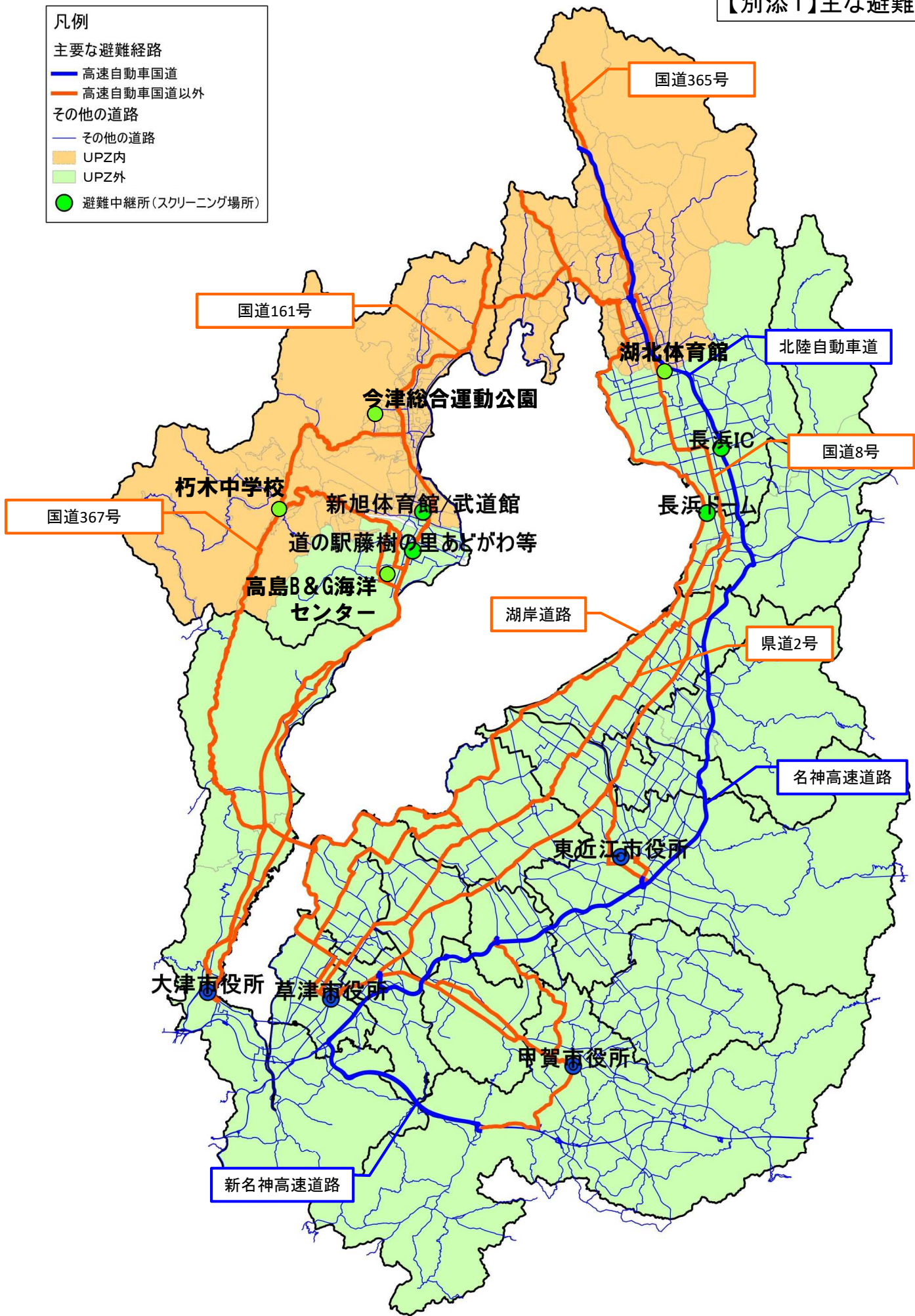


母なる湖・琵琶湖。
—あずかっているのは、滋賀県です。

平成26年3月 作成
平成29年3月 修正
平成30年3月 修正
令和4年4月 修正

【別添1】主な避難経路

- 凡例
- 主要な避難経路
 - 高速自動車国道
 - 高速自動車国道以外
 - その他の道路
 - その他の道路
 - UPZ内
 - UPZ外
 - 避難中継所(スクリーニング場所)



【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先				
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地	名称
長浜市	湖北町	1,589	おだに 小谷	991	おだに かみやまた 小谷上山田	247	おだに しょうがっこう 小谷小学校	長浜市小谷丁野町 524	県道265号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(14号松原線 駒川出口)⇒南港通(府道5号)⇒あびこ筋(府道28号)	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	大阪府	大阪市A	長居公園	東住吉区长居公園1-23	
					しもやまた 下山田	108										
					ふたまた 二俣	97										
					おだに ようの 小谷丁野	539										
			よしかい 八日市	254	はやみ しょうがっこう 速水小学校	長浜市湖北町速水 2561-1	県道265号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(14号松原線 駒川出口)⇒南港通(府道5号)⇒あびこ筋(府道28号)									
			あおな 青名	200												
	ねこくち 猫口	144														
	西浅井町	3,680		しおつ 塩津	1,710	しおつ はま 塩津浜	417	にしあさい ちゅうがっこう 西浅井中学校	長浜市西浅井町塩津 中312	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(14号松原線 駒川出口)⇒南港通(府道5号)⇒あびこ筋(府道28号)	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	大阪府	大阪市A	長居公園	東住吉区长居公園1-23
						ほりやま 祝山	110									
						やのま 岩熊	235									
						つきで 月出	20									
						のさか 野坂	101	しおつ しょうがっこう 塩津小学校	長浜市西浅井町塩津 中41	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(14号松原線 駒川出口)⇒南港通(府道5号)⇒あびこ筋(府道28号)						
						しおつ なか 塩津中	145									
						よ 余	329									
						しゅうぶ 集福寺	147									
				つかけ 香掛	116											
				よこなみ 横波	90											
				おおうら 大浦	750	ながはら しょうがっこう 永原小学校	長浜市西浅井町大浦 167	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(14号松原線 駒川出口)⇒南港通(府道5号)⇒あびこ筋(府道28号)								
				すがら 菅浦	112											
				はたべ 八田部	245											
やまだ 山田				85												
にしあさい おやま 西浅井小山	67															
やまかど 山門	201															
なか 中	110															
しょう 庄	318															
くみやま 黒山	82															
計	5,269		5,269													

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先				
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称				所在地	名称	所在地	
高島市	朽木	1,437	朽木東 しょうがつこう 小学校	1,366	いちばく 市場区	394	くつき ちゅうがっこう 朽木中学校	高島市朽木 市場1055	国道161号⇒名神高速道路⇒第 二京阪道路(門真IC)	【美浜発電所発災時、美 浜・大飯発電所同時 発災時】 高島B&G海洋セン ター	【美浜発電所発災時、美 浜大飯発電所同時発災 時】 高島市宮野1516	大阪府	大阪市B	鶴見緑地	鶴見区 緑地公園2-163		
					うすのく 上野区	111											
					のじりく 野尻区	64											
					みやまえぼく 宮前坊区	147											
					じしはく 地子原区	53											
					うたにく 雲洞谷区	71											
					おおのく 大野区	52											
					ふるかわく 古川区	52											
					いわせく 岩瀬区	118										くつき こうみんかん 朽木公民館	高島市朽木 市場792
					あそく 麻生区	68											
					きじやまく 木地山区	13											
					かせく 粕区	42											
					あらかわく 荒川区	95											
					あらかわそうたく 荒川惣田区	86											
	朽木西 しょうがつこう 小学校	71	のうげく 能冢区	9	くつき こうみんかん 朽木公民館	高島市朽木 市場792											
			くわぼく 桑原区	12													
			はりばく (明彦が) 針畑区 (小水谷)	20			くつき にし 朽木西 しょうがつこう 小学校	高島市朽木 中牧187									
			はりばく (なかまき) 針畑区 (中牧)	4													
			はりばく (ふるや) 針畑区 (古屋)	10													
			おいすぎく 生杉区	16													
安曇川町	1,002	きゅんせ しょうがつ 旧広瀬小学 校	1,002	しもこがく 下古賀区	264	きゅんせ しょうがつ 旧広瀬小学校	高島市安曇川町 下古賀1182	※記載の避難中継所を第一候補と するが、施設の被害状況や災害の 状況に応じて計画記載の他の施設 での設置も検討する。									
				かみこがく 上古賀区	319												
				ながせく 長尾区	140												
				なかのじちかい 中野自治会	179												
				びわこ びわこ住民自治会	56												
				たいさんじく 泰山寺区	44				あだなわ しょうがつ 安曇川総合体育館	高島市安曇川町 田中630-1							

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元		集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先					
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称		所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地	
高島市	新旭町	8,397	しんあきなみ 新旭南 しょうがつこう 小学校	3,022	いのちく 井ノ口区	223	しんあきなみしょうがつこう 新旭南 小学校	高島市新旭町 新庄853	国道161号⇒名神高速道路⇒第 二京阪道路(門真IC)	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野1516	大阪府	大阪市B	鶴見緑地	鶴見区 緑地公園2-163	
					あんようく 安養寺区	604										
					きたばたくちがわい 北畑区自治 会	705										
					わらそのく 藁園区	1,490										
			こうつくじちがわい 木津区自治会	228	しんあききた 新旭北 しょうがつこう 小学校	高島市新旭町 饗庭26										
			おかく 岡区	233												
			ひづめく 日爪区	103												
			いかがわく 五十川区	364												
			よないく 米井区	87	しんあききた 新旭北 しょうがつこう 小学校	5,375	こつ みやのみなみ じちがわい 木津宮ノ南自治会	30								高島市新旭町 北畑564-2
			つじがわくじちがわい 辻沢区自治会	209												
			いまいちく 今市区	411												
			ひらいく 平井区	724												
			たいく 田井区	85												
			もりく 森区	717												
			ほりかわく 堀川区	416												
			やまがたく 山形区	114												
			しもふりく 霜降区	209												
			れいんぼーたけん じちがわい レインボータウン自治会	78												
			うッディーパーク じちがわい ウッディーパーク自治会	11												
			はりえく 針江区	608	しづさと 静里なのはな えん 園	高島市新旭町藁園 2305										
ふかみぞくじちがわい 深溝区自治会	615															
やわらぎの町 じちがわい やわらぎの町自治会	71															
こほん 湖畔の郷自治会	62															
計	10,836	10,836														

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地
長浜市	木之本町	4,715	きのもと 木之本	4,139	きのもと 木之本	1,688	きのもと しょうがっこう 木之本小学校	長浜市木之本町木之本685-1	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(松原IC)⇒中央環状線⇒府道31号線⇒金岡公園体育館	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	大阪府	堺市	金岡公園体育館	北区長曾根町1179番地の18
					せんだ 千田	398								大浜体育館	堺区大浜北町5丁目7番1号
					くろだ 黒田	904									
					たべ 田部	131									
					ひろせ 廣瀬	1,018									
			いかに 伊香具	576	いしやま 西山	177	いかに しょうがっこう 伊香具小学校	長浜市木之本町大音1114	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(堺IC)⇒府道61号線⇒府道28号線⇒家原大池体育館	※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。	家原大池体育館	西区家原寺町1丁目18番1号			
					たい 田居	127									
					きたふせ 北布施	130									
					あかき 赤尾	142									
					計	4,715							4,715		

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地
長浜市	木之本町	414	すぎの杉野	414	かぬいばら 金居原	100	旧 ^{すぎの} 杉野 しょうぢゅうがっこう 小中学校	長浜市木之本町杉野 489	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道⇒堺泉北道路(綾園出口)⇒国道26号線	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	大阪府	泉大津市	泉大津市立総合体育館	宮町2-50
				すぎの杉野	252										
				すぎもと杉本	52										
				おとわ音羽	10										
	計	414		414											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
長浜市	木之本町	1,009	たかとき 高時	1,009	おおみ 大見	31	たかときしょうがっこう 高時小学校	長浜市木之本町石道 1079-1	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(岸和田和泉IC)⇒光明池春木線⇒和泉中央線	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	大阪府	和泉市	和泉シティプラザ	いぶき野5丁目4-7
					かわい 川合	390									
					ふるはし 古橋	405									
					いしむら 石道	92									
					きのもと 小やま 木之本小山	91									
計	1,009		1,009												

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
長浜市	木之本町	315	伊香具	315	大音	315	伊香具小学校	長浜市木之本町大音1114	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線⇒16号大阪港線⇒4号湾岸線浜寺出口)⇒府道29号線(臨海道路)高石出口⇒府道204号線(堺阪南線)	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	大阪府	高石市	市立総合体育館	西取石6丁目5-6
	計	315		315											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	名称
長浜市	木之本町	59	伊香具	59	飯浦	37	伊香具小学校	長浜市木之本町大音1114	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線⇒16号大阪港線⇒4号湾岸線岸和田北IC)⇒府道40号線(磯上南交差)⇒府道204号線	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	大阪府	忠岡町	忠岡町文化会館	忠岡南1丁目18-17
					山梨子	22									
	計	59		59											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地
長浜市	高月町	1,727	なかつき 高月	1,727	なかつき 高月	1,727	なかつき 高月小学校	長浜市高月町高月 738	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道(八尾IC)⇒中央環状線⇒主要地方道大阪港八尾線5号線⇒府道八尾道明寺線174号線	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	大阪府	八尾市	八尾市立総合体育館	青山町3丁目5-24
	計	1,727		1,727											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県					避難元		集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地		府県名	市町村名	拠点避難所			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					名称			所在地	名称	所在地	
長浜市	高月町	407	たかつき 高月	407	まけ 馬上	407	たかつきしょうがっこう 高月小学校	長浜市高月町高月 738	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒西名阪自動車道(藤井寺IC)⇒府道12号(堺大和高田線)⇒国道170号⇒25号	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	大阪府	柏原市	市民文化会館	安堂町1-60		
	計	407		407													

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称				所在地	名称	所在地
長浜市	高月町	3,383	たみなが 富永	213	たかの 高野	213	たみながしょうがっこう 富永小学校	長浜市高月町井口 160	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線 水走出口)⇒大阪外環状線	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	大阪府	東大阪市	多目的芝生広場	松原南1丁目1番	
			たかつき 高月	2,788	かしはら 柏原	869	たかつきしょうがっこう 高月小学校	長浜市高月町高月 738	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速13号東大阪線(水走出口)⇒大阪外環状線							
					どうがんに 渡岸寺	250										
					おちかわ 落川	384										
					もりもと 森本	230										
うね 芋根	636															
ひがしあつじ 東阿閉	419															
こほり 古保利	157	くまの 熊野	157	こほりしょうがっこう 古保利小学校	長浜市高月町西柳野 38	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速13号東大阪線(水走出口)⇒大阪外環状線										
ななさと 七郷	225	たかつきひがしかた 高月東高田	124	ななさとしょうがっこう 七郷小学校	長浜市高月町唐川 248	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速13号東大阪線(水走出口)⇒大阪外環状線										
		にしものべ 西物部	101													
計	3,383	3,383														

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	名称
長浜市	高月町	675	とみなが 富永	675	持寺	106	とみながしょうがっこう 富永小学校	長浜市高月町井口 160	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和自動車道⇒南阪奈道路(羽曳野IC)⇒国道170号(外環状線)	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	大阪府	富田林市	市民総合体育館	美山台4-1
					洞戸	43									
					保延寺	137									
					あめのもり 雨森	389									
	計	675		675											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
長浜市	高月町	764	とみなが 富永	764	いのち 井口	691	とみながしょうがっこう 富永小学校	長浜市高月町井口 160	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(美原南IC)⇒国道309号⇒国道170号	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	大阪府	河内長野市	市民総合体育館	大師町25-1
					なかつ穂やま 高月尾山	73				※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。					「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。
	計	764		764											

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地
長浜市	高月町	831	こほり 古保利	831	ひがしやなぎの 東柳野	341	こほりしょうがっこう 古保利小学校	長浜市高月町西柳野 38	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒東大阪JCT阪神高速13号東大阪市線⇒東船場JCT阪神高速環状1号線⇒阪神高速14号松原線(三宅出口)⇒国道309号線	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	大阪府	松原市	松原市市民体育館	田井城1-1-37
					やなぎのなか 柳野中	131									
					たかつぎの 高月西野	286									
					かたやま 片山	73									
	計	831		831											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
長浜市	高月町	804	ななさと七郷	804	からかわ唐川	325	ななさとしょうがっこう七郷小学校	長浜市高月町唐川248	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道(松原IC)⇒府道2号⇒府道31号⇒府道188号	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	大阪府	羽曳野市	総合スポーツセンター はびきのコロセアム	南恵我之荘4丁目237-4
					ほこやま横山	153									
					ひがしのべ東物部	326									
	計	804		804											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
長浜市	高月町	296	ななほ七郷	296	いその磯野	296	ななほしょうがっこう七郷小学校	長浜市高月町唐川248	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒西名阪自動車道(藤井寺IC)⇒府道12号(堺大和高田線)⇒国道170号	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	大阪府	藤井寺市	市民総合体育館	大井1丁目2-20
	計	296		296											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地
長浜市	高月町	348	こほり古保利	348	にしあつじ西阿閉	348	こほりしょうがっこう古保利小学校	長浜市高月町西柳野38	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(美原北)⇒府道36号⇒国道309号⇒府道森屋狭山線⇒国道310号	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	大阪府	大阪狭山市	大阪狭山市立総合体育館	池之原四丁目248番地
	計	348		348											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地
長浜市	高月町	116	こほり古保利	116	にしやなぎの西柳野	116	こほりしょうがっこう古保利小学校	長浜市高月町西柳野38	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道⇒南阪奈道路(羽曳野東IC)	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	大阪府	太子町	万葉ホール	大字山田104-1
	計	116		116											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県					避難元		集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地		府県名	市町村名	拠点避難所			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地		
長浜市	高月町	95	ななきと七郷	95	たかつきふせ高月布施	95	ななきとしょうがっこう七郷小学校	長浜市高月町唐川248	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和自動車道⇒南阪奈道(羽曳野)⇒府道27号線	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	大阪府	河南町	中央公民館	白木1257-1		
	計	95		95													

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	名称
長浜市	高月町	105	こほり古保利	105	しげのり重則	59	こほりしょうがっこう古保利小学校	長浜市高月町西柳野38	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(美原北IC)⇒国道309号⇒府道705号	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	大阪府	ちはやあかきから千早赤阪村	旧千早小学校体育館	大字東阪388番地
					まつお松尾	46									
	計	105		105											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
長浜市	余呉町	995	よこ 余呉	995	まかぐち 坂口	134	かがみおか 旧鏡岡 ちゅうがごう 中学校	長浜市余呉町中之郷 1030	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速阪神高速(13号東大阪線⇒1号環状線⇒15号堺線)⇒国道26号線	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	大阪府	岸和田市	総合体育館	西之内町45番1号
					しもよこ 下余呉	382									
					なかのごう 中之郷	479									
	計	995		995											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地
長浜市	余呉町	380	余呉	380	しもにやう 下丹生	80	かがみおか 旧鏡岡 ちゅうがっこう 中学校	長浜市余呉町中之郷 1030	国道365号⇒国道8号⇒北陸 自動車道(長浜IC)⇒名神高速 道路⇒京滋バイパス⇒第二京 阪道路⇒近畿道⇒阪和自動車 道(貝塚IC)⇒府道岸和田牛 滝山貝塚線(40号線)(通称: 貝塚中央線)	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	大阪府	貝塚市	総合体育館	畠中1丁目13- 1
					かみじやう 上丹生	237									
					たづな 摺臺	16									
					すがなみ 菅並	47									
	計	380		380											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
長浜市	余呉町	408	よこ 余呉	408	よこ ひがしの 余呉東野	408	よこ 余呉 しょうちゅうがっこう 小中学校	長浜市余呉町中之郷 777	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線⇒16号大阪港線⇒4号湾岸線泉佐野南IC)⇒府道29号⇒国道481号⇒国道26号	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	大阪府	泉佐野市	市民総合体育館	新安松1丁目1-22
	計	408		408											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	名称
長浜市	余呉町	310	よこ 余呉	310	やと 八戸	76	かがみおか 旧鏡岡 中学校	長浜市余呉町中之郷 1030	国道365号⇒国道8号⇒北陸 自動車道(長浜IC)⇒名神高 速道路⇒京滋バイパス⇒第二 京阪道路⇒近畿自動車道⇒ 阪和自動車道(泉南IC)⇒府 道63号泉佐野岩出線⇒国道 26号	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	大阪府	泉南市	市民体育館	樽井2丁目26番 1号
					かわなみ 川並	234									
	計	310		310											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地
長浜市	余呉町	330	よご 余呉	330	くによす 国安	140	よご 余呉 しょうちゅうがっこう 小中学校	長浜市余呉町中之郷 777	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(泉南IC)⇒府道63号⇒府道64号	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	大阪府	阪南市	ふりついでみととりこう 府立泉鳥取高校	緑ヶ丘1丁目1-10
					いげはら 池原	113									
					おおたに 小谷	77									
	計	330		330											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地
長浜市	余呉町	331	よご 余呉	331	あき 文室	74	よご 余呉 しょうちゅうがっこう 小中学校	長浜市余呉町中之郷 777	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(貝塚IC)⇒国道170号	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	大阪府	熊取町	熊取町立総合体育館 「ひまわりドーム」	久保5丁目3-1
					いまい 今市	153									
					しんどう 新堂	104									
	計	331		331											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地
長浜市	余呉町	36	よこ 余呉	36	つばきざか 椿坂	36	よこ 余呉 しょうちゅうがっこう 小中学校	長浜市余呉町中之郷 777	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線⇒16号大阪港線⇒4号湾岸線)⇒府道泉佐野岩出線	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	大阪府	田尻町	田尻町 総合保健福祉センター	嘉祥寺883-1
	計	36		36											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	名称
長浜市	余呉町	76	よこ 余呉	76	やながせ 柳ヶ瀬	49	よこ 余呉 しょうちゅうがっこう 小中学校	長浜市余呉町中之郷 777	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線⇒16号大阪港線⇒4号湾岸線)⇒府道63号線⇒国道26号線⇒府道259号線	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	大阪府	岬町	岬町立町民体育館	淡輪4546
					なかのかわち 中河内	27									
	計	76		76											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1 (旧市町村名)		地区名2 (小学校区)		地区名3 (自治会区)		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	人口	人口	人口	人口	名称	所在地				名称				所在地		
高島市	マキノ町	2,023	マキノ東 しょうがっこう 小学校	912	かいづく 海津1区	144	マキノ東 しょうがっこう 小学校	高島市マキノ町 海津2384	国道161号⇒名神高速道路(豊中 IC)⇒府道10号	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野1516	大阪府	豊中市	てしまたいいくかん 豊島体育館	服部西町4丁目 12-1	
					かいづく 海津2区	127										
					かいづく 海津3区	208										
					にしはま 西浜区	433										
			マキノ南 しょうがっこう 小学校	1,111	なかしやく 中庄区	378	マキノ南 しょうがっこう 小学校	高島市マキノ町 新保887								※記載の避難中継所を第一候補とする が、施設の被害状況や災害の状況 に応じて計画記載の他の施設での設 置も検討する。
					おおぬま 大沼区	204										
					グリーンレイク ちようないかい 町内会	194										
					しんぼく 新保区	298										
					こせいでいら 湖西平 じちかい 自治会	37										
			計	2,023	2,023											

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地
高島市	マキノ町	437	旧マキノ北 しょうがっこう 小学校	437	やまなか 山中区	73	マキノ東 しょうがっこう 小学校	高島市マキノ町 海津2384	①国道161号⇒名神高速道路 ⇒中国道⇒中国豊中IC(左側 車線)⇒国道176号 ※国道176号線石橋跨線橋 が20tを超える車両通行禁止	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野1516	大阪府	池田市	てしまのこうえん 豊島野公園	天神1丁目7-1
					しもく 下区	102									
					うらく 浦区	37									
					こあらじく 小荒路区	167									
					のぐちく 野口区	58									
計	437	437													

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1 (旧市町村名) 人口		地区名2 (小学校区) 人口		地区名3 (自治会区) 人口		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地			名称					所在地	
高島市	マキノ町	985	マキノ西 しょうがっこう 小学校	461	ひるぐちく 蛭口区	461	マキノ 中学校	高島市マキノ町 蛭口601	国道161号⇒名神高速道路(次 木IC)⇒国道171号	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野1516	大阪府	箕面市	第二総合運動場	外院1-2-3
				39	つじく 辻区										
			80	もりにしく 森西区											
			381	きわく 沢区											
			24	はこだて 箱館第2リッチ ランド町内会											
計	985	985													

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1 (旧市町村名) 人口		地区名2 (小学校区) 人口		地区名3 (自治会区) 人口		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	名称	所在地	名称	所在地											
高島市	マキノ町	79	マキノ西 しょうがっこう 小学校	79	マキノ・ マロンガーデン	57	マキノ西 しょうがっこう 小学校	高島市マキノ町 寺久保552-1	国道161号⇒名神高速道路(茨 城IC)⇒国道171号⇒(小野原 -粟生間谷)⇒府道4号線茨木 能勢線	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野1516	大阪府	豊能町	高山コミュニ ティーセンター	高山10
					マキノ・ じちかい グランデ自治会	22									
	計	79		79											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	名称
高島市	マキノ町	44	きゅう 旧マキノ きたしょうがっこう 北小学校	44	ありはらく 在原区	44	きゅう 旧マキノ北小 うがっこありはらぶんこう 学校在原分校	高島市マキノ町 在原506	国道161号⇒名神高速道路(豊 中IC)⇒阪神高速11号池田線⇒ 国道173号	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野1516	大阪府	能勢町	能勢町浄るりシア ター	宿野30
	計	44		44											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	名称
高島市	マキノ町	1,711	マキノ西 しょうがっこう 小学校	740	おおあざしらたに 大学白谷	88	マキノ西 しょうがっこう 小学校	高島市マキノ町寺久 保552-1	国道161号⇒名神高速道路(吹田 IC)⇒中央環状線(池田方面)	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野1516	大阪府	吹田市	万博公園駐車場	千里万博公園1 -1
					しらたにちようしゆえん 白谷長寿苑 ちようないかい ・町内会	43									
					てくぼく 寺久保区	166									
					いしばく 石庭区	136									
					かみかいでく 上開田区	75									
					しもかいでく 下開田区	66									
					まきのく 牧野区	166									
			マキノ東 しょうがっこう 小学校	624	マキノ西 まきのし 自治会	127	マキノ土に学 ぶ里研修セン ター	高島市マキノ町蛭口 260-1							
			マキノ南 しょうがっこう 小学校	347	ちないく 知内区	347									
計	1,711		1,711												

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1 (旧市町村名) 人口		地区名2 (小学校区) 人口		地区名3 (自治会区) 人口		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地									
高島市	今津町	1,938	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	1,906	なかはま 中浜区	158	いまづ ひがし 今津東コミュニ ティーセンター	高島市今津町 中沼1丁目4-1	国道161号⇒名神高速道路(大 山崎IC)⇒国道171号大阪方面 行き⇒高槻市役所前交差点⇒ 府道大阪高槻線	【美浜発電所発災時、 美浜大飯発電所同時 発災時】 高島B&G海洋セン ター	【美浜発電所発災時、美 浜大飯発電所同時発災 時】 高島市宮野1516	大阪府	高槻市	市立総合スポー ツセンター	芝生町4丁目1- 1
					きはま 北浜区	152									
					みなみはま 南浜区	335	たかしまし 高島市民会館	高島市今津町 中沼1丁目3-1							
					しょうやう 松陽台区	1,261									
			きぬ 旧今津西 しょうがっこう 小学校	32	とちゅう 途中谷	0	ECC学園高等 がっこう 学校	高島市今津町 椋川512-1							
むくわく 椋川区	32														
計	1,938	1,938													

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称				所在地	名称	所在地
高島市	今津町	1,448	いまづ きた 今津北 しょうがっこう 小学校	1,448	きなみく 酒波区	96	いまづ きた 今津北 しょうがっこう 小学校	高島市今津町 日置前100	国道161号⇒名神高速道路(茨城 IC)⇒国道171号	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野1516	大阪府	茨木市	にしがわらこうえん 西河原公園	城の前町1	
					へがさきく 平ヶ崎区	137										
					のぞ 望みの郷 じちかい 自治会	149										
					きとげく 北仰区	106										
					しんでんく 新田区	70	いまづ きた 今津北 たいいくかん 体育館	高島市今津町 日置前100								
					かつらく 桂区	179										
					きたふかしみづく 北深清水区	167										
					みなみふかしみづく 南深清水区	223	いまづ きた 今津北 しょうがっこう 小学校	高島市今津町 日置前100								
					みたにく 三谷区	219										
かまえく 構区	102															
計		1,448		1,448												

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地
高島市	今津町	477	いまづ きた しやうがっこう 小学校	477	いづみ	185	いまづ きた 今津北 しやうがっこう 小学校	高島市今津町 日置前100	国道161号⇒名神高速道路 (吹田出口)⇒大阪中央環状 線⇒府道14号⇒府道142号	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野1516	大阪府	摂津市	子育て総合支援 センター遊戯室	千里丘東1-17- 46
					きたばやし	105									
					きたけひがし	187									
計		477		477											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称				所在地	名称	所在地
高島市	今津町	190	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	190	きりく 大供区	190	いまづ ひがし 今津東 まいごん 保育園	高島市今津町 住吉2丁目16-5	国道161号⇒名神高速道路 (大山崎IC)⇒国道171号	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野1516	大阪府	島本町	島本町ふれあい センター	桜井3丁目4-1	
	計	190		190												

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	名称
高島市	今津町	820	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	820	禁教区	572	たかしまこうとう がっこう 高島高等学校	高島市今津町 今津1936	国道161号⇒名神高速道路⇒ 近畿道(摂津南IC)⇒中央環状 線(府道2号線)⇒(松生町交差 点)国道163号線	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野1516	大阪府	守口市	おおえだうえん 大枝公園	東光町3-1
					ひがしく 東区	248									
	計	820		820											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先												
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所										
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	名称	所在地								
高島市	今津町	2,266	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	1,829	たけすく 武末区	104	いまづ はたら 今津働く じよせい いま 女性の家	高島市今津町 今津1640	国道161号⇒名神高速道路(京都南IC)⇒京阪国道(出屋敷南交差点を左折)	【美浜発電所発災時、美浜大飯発電所同時発災時】 高島B&G海洋センター	【美浜発電所発災時、美浜大飯発電所同時発災時】 高島市宮野1516	大阪府	枚方市	枚方市立総合体育館	中宮大池4丁目10-1									
					ひろかわ 弘川区	577																		
					こせい 湖西ニュー タウン自治会	126																		
					すぎさわ 杉沢区	587																		
					はまぶん 浜分区	402	いまづ ちゅうがっこう 今津中学校									高島市今津町 弘川924								
					かわしり 川尻区	33																		
					いまづ いのぐち 今津井ノ口区	123	いまづ きた 今津北 しょうがっこう 小学校									313	なかの まち 中ノ町区	111						
					いまづ つぶく 今津辻区	79																		
					つのがわ 角川区	58											きゅうごしせつ 救護施設 つのかわ 角川ヴィラ	高島市今津町 角川1161						
					あますがわ 天増川区	12																		
			ほうさか 保坂区	27																				
			すぎやま 杉山区	27																				
			計	2,266	2,266																			

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	名称
高島市	今津町	1,543	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	1,543	みなみしんぼく 南新保区	521	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	高島市今津町 弘川59	国道161号⇒名神高速道路⇒第 二京阪道路(寝屋川北)⇒国道1 号線⇒府道18号線	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野1516	大阪府	寝屋川市	(旧)明徳小学校	明徳1丁目1-1
					いちがさきく 市ヶ崎区	196									
					しんぼく 新保寺区	118									
					カームタウンく 区	322									
					ひがししんまちく 東新町区	386									
計	1,543		1,543												

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	名称
高島市	今津町	651	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	651	てんじんく 天神区	217	いまづ きんどうろうしや 今津勤労者体 しきく 育センター	高島市今津町 今津1952-1	国道161号⇒名神高速道路(京 都南IC)⇒京阪国道⇒外環状線 (国道170号線)	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野1516	大阪府	大東市	あふみ 深北緑地	深野北 2・3・4・5丁目
					いまづ なかのく 今津中野区	311									
					みやにしき 宮西区	123									
	計	651		651											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	名称
高島市	今津町	590	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	590	ゆきく 蘭生区	125	いまづ かがたいくかん 今津上体育館	高島市今津町 上弘部486	国道161号⇒名神高速道路⇒京 阪国道⇒第二京阪道路(寝屋川 南IC)(または第二京阪門真IC) ⇒国道1号線	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野1516	大阪府	門真市	門真市立門真 市民プラザ	北島546番地
					うめはらく 梅原区	108									
					しもひろべく 下弘部区	228									
					うめはらだんち 梅原団地 じむかい 自治会	93									
					おほぞく 大床区	36									
計	590	590													

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称				所在地	名称	所在地
高島市	今津町	332	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	332	いしづか 岸脇区	191	いまづ きたいたいけん 今津北体育館	高島市今津町 日置前100	国道161号⇒名神高速道路⇒京 阪国道⇒第二京阪道路(寝屋川 北IC)⇒国道1号⇒国道170号⇒ 国道163号	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野1516	大阪府	四條畷市	市民総合セン ター	中野3丁目5-25	
						141	いまづ かのいたいけん 今津上体育館	高島市今津町 上弘部486								
	計	332		332												

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
高島市	今津町	408	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	408	にしく 西区	408	たかしまこうがっこう 高島高等学校	高島市今津町 今津1936	国道161号⇒名神高速道路⇒ 京阪国道⇒第二京阪道路(交 野北IC)⇒第二京阪道路側道 ⇒府道交野久御山線	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野1516	大阪府	まなとの 交野市	交野市立総合体 育施設駐車場	向井田 2-5-1
	計	408		408											

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。



府原対第429号
国官運安第227号
平成25年12月13日

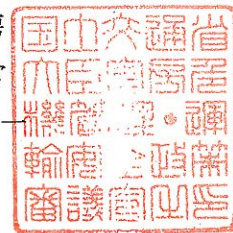
西日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 真鍋 精志 殿

内閣府大臣官房
原子力災害対策担当室長
黒木 慶英



国土交通省大臣官房
危機管理・運輸安全政策審議官
染 矢 隆



原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について（要請）

原子力災害発生時における住民等の避難のための輸送手段の確保は、原子力災害対策重点地域の自治体による避難計画づくりにおいて重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送関係事業者に協力を要請したいという意向を有しています。

つきましては、貴社におかれましては、原子力災害時における住民等の避難手段確保の重要性についてご理解をいただきますとともに、今後自治体から具体的な地域防災計画の充実に向けた協力要請があると思っておりますので、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送に携わる人員の提供について、自治体との連携の下、是非ともご協力・ご支援をいただきたく、お願い申し上げます。

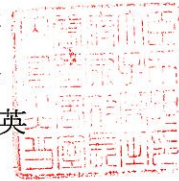


府原対第429号
国官運安第227号
平成25年12月13日

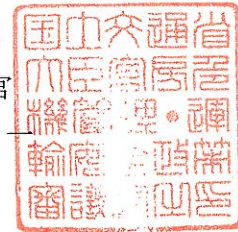
東海旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 山田 佳臣 殿

内閣府大臣官房
原子力災害対策担当室長
黒木 慶 英



国土交通省大臣官房
危機管理・運輸安全政策審議官
染 矢 隆



原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について（要請）

原子力災害発生時における住民等の避難のための輸送手段の確保は、原子力災害対策重点地域の自治体による避難計画づくりにおいて重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送関係事業者に協力を要請したいという意向を有しています。

つきましては、貴社におかれましては、原子力災害時における住民等の避難手段確保の重要性についてご理解をいただきますとともに、今後自治体から具体的な地域防災計画の充実に向けた協力要請があると思っておりますので、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送に携わる人員の提供について、自治体との連携の下、是非ともご協力・ご支援をいただきたく、お願い申し上げます。



府原対第429号
国官運安第227号
平成25年12月13日

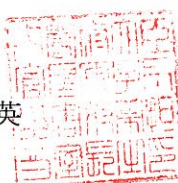
一般社団法人日本民営鉄道協会

会長 坂井 信也 殿

内閣府大臣官房

原子力災害対策担当室長

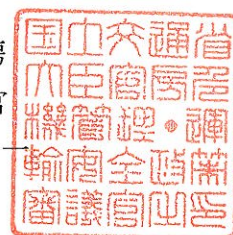
黒木 慶 英



国土交通省大臣官房

危機管理・運輸安全政策審議官

染 矢 隆



原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について（要請）

原子力災害発生時における住民等の避難のための輸送手段の確保は、原子力災害対策重点地域の自治体による避難計画づくりにおいて重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送関係事業者に協力を要請したいという意向を有しています。

つきましては、貴協会及び貴協会会員の輸送事業者各位におかれましては、原子力災害時における住民等の避難手段確保の重要性についてご理解をいただきますとともに、今後自治体から具体的な地域防災計画の充実に向けた協力要請があると思っておりますので、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送に携わる人員の提供について、自治体との連携の下、是非ともご協力・ご支援をいただきたく、お願い申し上げます。

貴協会におかれましては、上記要請について、貴協会会員の輸送事業者各位にもご伝達頂きたく、お取り計らい方宜しくお願い申し上げます。



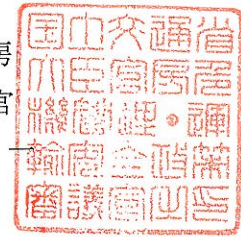
府原対第429号
国官運安第227号
平成25年12月13日

公益社団法人日本バス協会
会長 高橋 幹 殿

内閣府大臣官房
原子力災害対策担当室長
黒 木 慶 英



国土交通省大臣官房
危機管理・運輸安全政策審議官
染 矢 隆



原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について（要請）

原子力災害発生時における住民等の避難のための輸送手段の確保は、原子力災害対策重点地域の自治体による避難計画づくりにおいて重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送関係事業者に協力を要請したいという意向を有しています。

つきましては、貴協会及び貴協会会員の輸送事業者各位におかれましては、原子力災害時における住民等の避難手段確保の重要性についてご理解をいただきますとともに、今後自治体から具体的な地域防災計画の充実に向けた協力要請があると思っておりますので、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送に携わる人員等の提供について、自治体との連携の下、是非ともご協力・ご支援をいただきたく、お願い申し上げます。

貴協会におかれましては、上記要請について、貴協会会員の輸送事業者各位にもご伝達頂きたく、お取り計らい方宜しくお願い申し上げます。



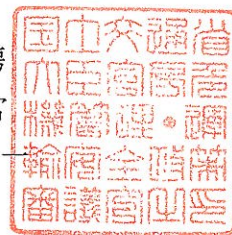
府原対第429号
国官運安第227号
平成25年12月13日

一般社団法人日本旅客船協会
会長 山崎 潤一 殿

内閣府大臣官房
原子力災害対策担当室長
黒木 慶 英



国土交通省大臣官房
危機管理・運輸安全政策審議官
染 矢 隆



原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について（要請）

原子力災害発生時における住民等の避難のための輸送手段の確保は、原子力災害対策重点地域の自治体による避難計画づくりにおいて重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送関係事業者に協力を要請したいという意向を有しています。

つきましては、貴協会及び貴協会会員の輸送事業者各位におかれましては、原子力災害時における住民等の避難手段確保の重要性についてご理解をいただきますとともに、今後自治体から具体的な地域防災計画の充実に向けた協力要請があると思っておりますので、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送に携わる人員の提供について、自治体との連携の下、是非ともご協力・ご支援をいただきたく、お願い申し上げます。

貴協会におかれましては、上記要請について、貴協会会員の輸送事業者各位にもご伝達頂きたく、お取り計らい方宜しくお願い申し上げます。

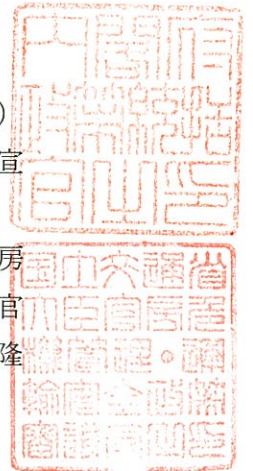


府原防第625号
国官運安第260号
平成28年12月27日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 富田 昌孝 殿

内閣府政策統括官（原子力防災担当）
平 井 興 宣

国土交通省大臣官房
危機管理・運輸安全政策審議官
東 井 芳 隆



原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について（要請）

原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送力の確保は、原子力災害対策重点区域内の自治体による避難計画の策定において重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送事業者に協力を要請したいという意向を有しています。

つきましては、貴連合会及び貴連合会会員の輸送事業者各位におかれましては、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送力の確保の重要性について御理解をいただきますとともに、今後自治体から具体的な避難計画の充実に向けた協力要請があった場合には、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送に携わる人員等の提供について、自治体との連携の下、是非とも御協力・御支援をいただきたく、お願い申し上げます。

貴連合会におかれましては、上記要請について、貴連合会会員の輸送事業者各位にも御伝達いただきたく、お取り計らい方よろしくお願い申し上げます。